

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

| | |
|------------|---|
| Title | 備中国と毛利氏：『八箇国御時代分限帳』を読む |
| Author(s) | 岸田, 裕之 |
| Citation | 内海文化研究紀要, 49 : 1 - 31 |
| Issue Date | 2021-03-31 |
| DOI | |
| Self DOI | 10.15027/54616 |
| URL | https://doi.org/10.15027/54616 |
| Right | Copyright (c) 2021 by Author |
| Relation | |



備中国と毛利氏

——『八箇国御時代分限帳』を読む——

はじめに

備作地域の戦国最末期史は、侵攻した毛利氏と織田氏が地域の諸領主を巻き込んで押しつ押しされつの激しい戦争を展開した時期であった。こうした動きは、中国山地を越えた因伯地域においても同様であった。

これまでの研究の焦点のあて方は、総じていえば、いわゆる高松城の攻防戦後に樹立された秀吉政権下において宇喜多秀家がその庇護のもとに領国大名になったこともあって、秀家の父直家の軍事的拡大の過程を軸に論じられていた。

そのことは有効な方法ではあるが、その際に見落してはならないことがある。それは、秀吉の死没後に起った宇喜多氏家中の紛争・分裂から遡及してその原因をさぐったことによるが、政治権力体としての内部の充実度、言い換えるならば、結束の程度である。具体的には、惣庶関係における惣領権、地域社会における権力編成上の地位などの問題があげられる。

惣領権についていえば、直家・秀家の系統が宇喜多氏の惣領家であるか、庶子家のうちのつかという系譜上の問題に関わる。

権力編成上の地位についていえば、毛利氏は輝元の下の方指揮者が小早川隆景であり、その支配下にこの地域の領主連合の盟主である清水宗治に率いられた諸領主がいた。他方の織田信長方は、小早川隆景に相当するのが羽柴秀吉であり、清水宗治に相当するのが宇喜多直家であった。したがって、宇喜多直家が戦国大名であるかと問えば、

岸田裕之

そうした概念は適用できない。この覇権争奪戦争の時期における毛利氏・織田氏の軍事力編成のあり方を直視しなければならない。

宇喜多氏の権力構造は、一族や重臣、また盟約した領主らとの連合政権的な性格がこの時期にはきわめて強かったと考えられる。そして若年の秀家は、この戦国時代風の連合の関係を縦の序列の關係に組み換えることができなかった、主君として優位性を確立することができなかった、といえる。

こうした構造上の背景を思慮することなくしては、庇護者秀吉の死没後に起こった家中の紛争や分裂の要因を解くことはむずかしい。

ところで、宇喜多氏を軸にすることによって、備中国は見落されがちである。そして、備中国は戦乱史として語られる場合が多い。このことは大きな問題を内包している。毛利氏対尼子氏から、毛利氏対織田氏へと対峙する大名は移るが、地域社会をこうした侵攻した外部の大勢力のなかに埋没させてはならない。軍事的対立構造のなかにも、合戦の基盤や背景のなかにも、たえず地域の諸領主や郷村の動きを見える姿勢をもって、日常的なあり方を描き出すようつとめる必要がある。

たとえば、「半納」は、郷村が対峙する両大名権力に年貢を折半して納め、軍事的緊張下において一時的にせよ安定をはかる方法であったし、道路は、戦時下には将兵や軍事物資の移動、平常は交流の回路であった。

半納についてはその在所を特定できる唯一のものとして備中国吉備津神社が位置する宮内村が確かめられるし、道路では、高梁川の支流

である小田川・成羽川の源流が備後国内に広がって発するという地形的な景観もあって、支流に沿う各交通路は、山陽道とともに両国間の往来に大きな役割を果たしていた。

本稿では、こうした事柄をも合せ考えながら、毛利氏領国としての備中国の様相について、時代の構造や地域の特性を総合的に描き出せるよう論述したい。

毛利氏と羽柴秀吉の間で進められた領界画定交渉は、最終的には天正十三年（一五八五）正月になって合意にいたった。山陽道筋では、宇喜多氏の拠城が岡山にあったこと、毛利氏方の領主連合の盟主であった清水宗治の自刃によってその地域の軍事力編成が崩壊したことなどがあって、都宇郡・窪屋郡は羽柴氏の領有するところとなった。

毛利氏は、他の後月・小田・浅口・下道・河上・賀陽・上房・英賀・哲田の九郡を領国とし、それはのちの関ヶ原の戦い後の防長両国への移封まで続いたのである。

秀吉政権から徳川政権への移行期は、とりわけ社会構造の大きな変革期であった。毛利氏は備中国をわずか二〇年ばかり、時の大名権力として支配したにすぎず、関係史料の制約も大きいが、地域社会に視座をすえた実態研究に基づくならば、歴史の継統と断絶の両面を見極めることは十分に可能であると考えられる。

なお、本文中の主だった地名については、関係地名図を参照されたい。また、旧町村名で表わしたところがある。

一 境目地域と領界

(一) 境目の国衆伊賀氏

伊賀氏の本拠は、備前国の北西端、美作・備中両国に突き出た位置にある御津の加茂寄りの虎倉城である。この地域は、足守川の源流から峠を越えた位置にあり、毛利氏と織田氏の戦時下においては最前線の要地であった。それは、備前国中部の要衝である御津郡金川と備中

国中部の要衝である松山（高梁）を結ぶ幹線街道を押さえるとともに、美作国へも通じる場所であったからである。

伊賀家久は、天正七年（一五七九）に宇喜多直家が毛利氏から離れて織田氏方へ転じるのに同調した。そのためそれより西の竹荘や有漢においては地下人一揆が起り、毛利輝元をして「彼者とも討果、くしにもさし度事二候」と言わしめた。

毛利氏がこうした状況を打開するためには、何よりも伊賀家久を調略し、再び毛利氏方に引き込み、前線をより東の金川寄りへと移動させることによって竹荘・有漢地域の安定をはかる必要があった。

毛利氏が伊賀家久を調略した過程は、以下に述べる『関関録』巻二十九（井原孫左衛門）所収の各文書から知られる。この系譜書によれば、毛利氏方に転じた伊賀家久は間もなく死没するが、娘があった。毛利輝元はこの娘と安芸国中郡衆の井原元歳（一五八二～一六五五）を嫁宿させ、井原氏を名乗って相続させた。それがこの萩藩寄組の井原孫左衛門家である。防長両国への移封後に元歳は八〇〇石の知行を与えられ、当職を勤め、秀就には江戸において二十箇年余の長期にわたって仕えた重臣である。

さて、伊賀家久の調略の過程は、日時を追えば次のようである。

まず、①天正九年（一五八一）八月十九日付の伊賀家久に宛てた小早川隆景・徳田元清・福原元俊・口羽春良・福原貞俊連署起請文、②同年月日の本地・新地を列挙した同じく五名連署の書立がある。

五名は備作兩國攻めの毛利氏首脳である。①の起請文は三箇条からなる。第一条は盟約の確認、第二条は「当知新知」（「本地」「新地」）の安堵と約束、第三条には「直家重而懇望之時、雖令赦免、家久御事差放申間敷事」とある。②の書立には、「本地」が六箇条（長田庄、鹿田・栗原・関・一色、竹庄下四ヶ村、付皆建部、宇甘郷、建部郷、吉田・西原村）、「新地」として八箇条（仁堀庄、平岡郷、軽部庄、伊田、宇垣郷、野々口、菅野、弓削庄）が列挙されている。本地は本領といえるが、新地は、金川を流れ下る旭川筋でも本地よりやや

南側、また旭川を越えて東側に位置しており、毛利氏がこの戦争に勝利して確保した場合にその占領地において給与されるという約束地であった。この時期の毛利氏が発給した文書に「備作以一着之上」としばしば表記される褒美の宛行約束に類似し、結果的には反故となった約束地である。

この①②の二通でもって毛利氏は伊賀家久に本領安堵と褒美約束をし、改めて盟約を確認した。

次に、この内容は、③翌天正十年正月二十一日付の伊賀家久に宛てた毛利輝元起請文によって誓約されており、①の第三条に相当する箇所として「自然於此上岡山之儀雖現形候、御方之事見放申間敷候」という文言がみられる。

こうした文言について理解するには、この時期に宇喜多直家がおかれていた状況にふれなくてはならない。

鳥取在城の吉川経家は石見吉川家から追い追い連絡を受けていたが、その返信として国元の家臣重富新五郎に宛て、天正九年の五月十六日に一五箇条にわたって認め、その第五条で「京芸御和平之儀、未相澄候や」、第六条で「直家懇望之儀も睨ハ不澄之由申候」と述べ、また五月十九日には一三箇条を認め、その第一条に「直家懇望之儀、睨与相澄共不聞候、又確申はなす躰無御座候、京芸御弓精を見刷候かと存候」と記している。

内容の一つは、この時期に毛利氏と織田氏の和平交渉が続いていること、二つは、宇喜多直家が毛利氏方への復帰を懇望したもののいわば中ぶらりんの状態におかれており、直家も毛利氏と織田氏の軍勢力を見比べていると思われることである。

五月十九日の経家書状には、羽柴秀吉が堺か近江国に逗留し、いまだ姫路には下っていないと記されている。こうした事実は、直家がこの時期になっても織田氏の強力な支援を受けられない状態にあることを示しており、そうした厳しい状況を踏まえ、直家は毛利氏方への復帰も含めて去就を決めかねていたということになる。

『毛利輝元卿伝』によれば、③の毛利輝元起請文の直前の天正十年正月九日に直家の死没が明らかとなる。宇喜多氏は八郎（秀家）の家督相続を羽柴秀吉を通して求め、秀吉は正月二十一日に岡平内らを安土にともない信長に謁せしめている。

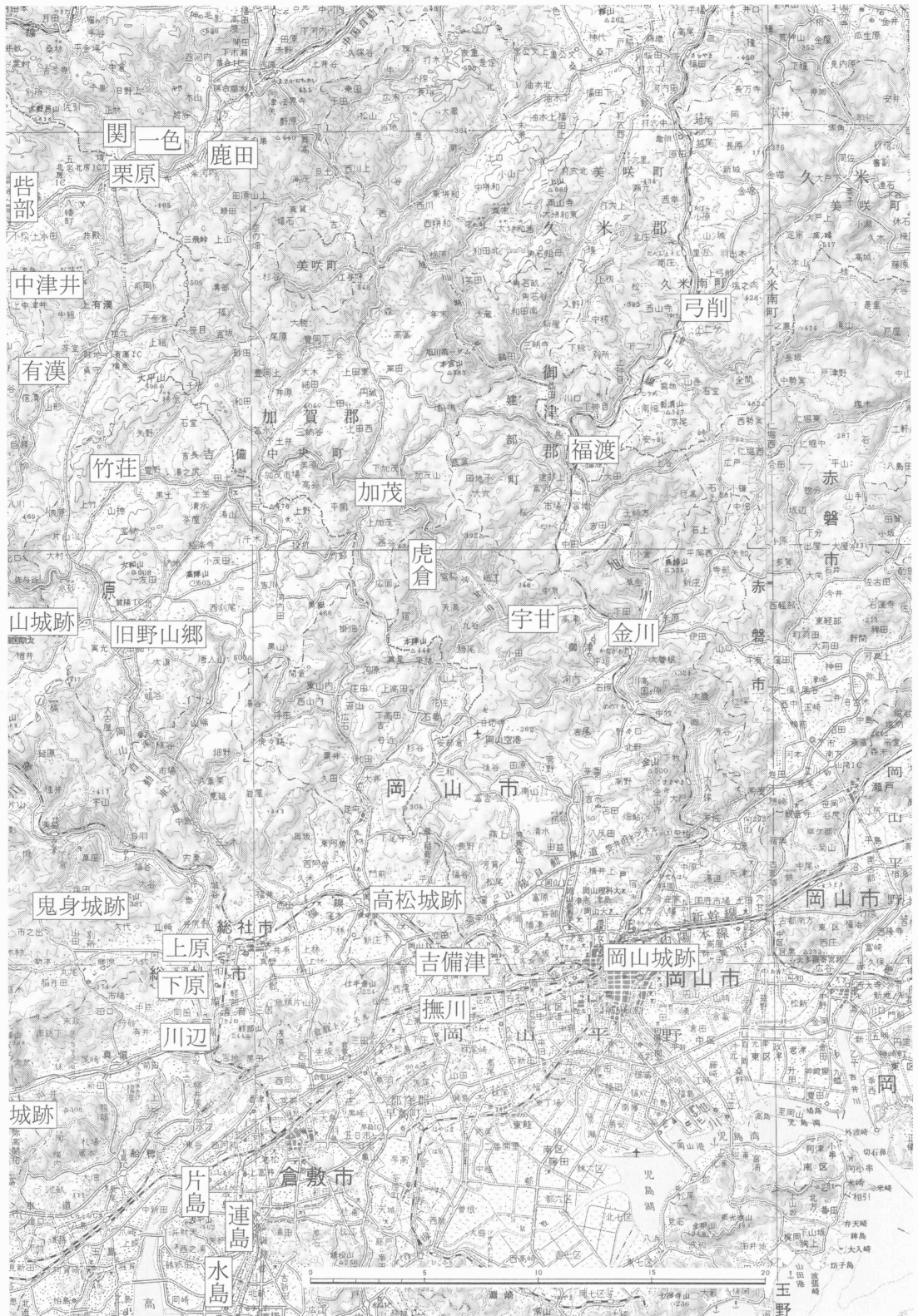
①②は、この流れのなかに位置づけられる。

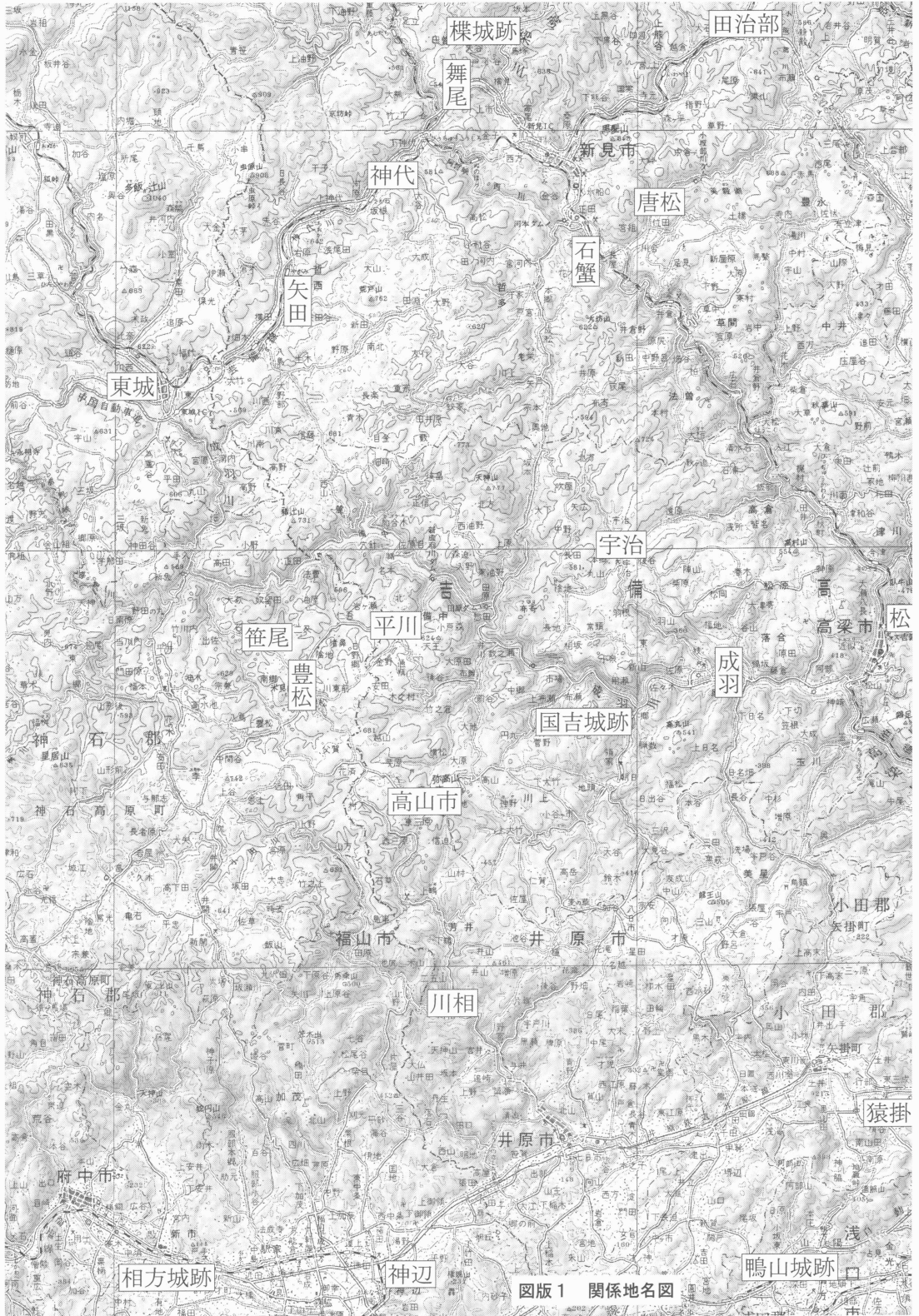
①の第三条は、宇喜多直家が毛利氏に重ねて懇望し、毛利氏が直家を赦免するという文脈であることから考えて、その内容は毛利氏方への復帰の件である。結果として毛利氏は、宇喜多氏ではなく伊賀氏を再び味方に引き入れた。伊賀家久が宇喜多直家を警戒し、毛利氏に格別の庇護を求めたことは当然である。①の真意は、そうした伊賀氏の懸念を解くところにあった。また③も①をうけて、今後「岡山」が毛利氏に降伏するにしても、家久を見放さないと記している。「直家」ではなく「岡山」としたことは、あるいは直家死没の情報を踏まえたものかと思われる。

①③のような誓約は、本能寺の変直後の④天正十年六月九日に毛利輝元・吉川元春・小早川隆景連署起請文が伊賀家久に宛てられ、再確認される。ここでは特に「以無二御寛期、中筋被相押、無異儀候故任存分候、於各令満足候」と述べ、「中筋」（中とをり）とも、すなわち松山から金川往來の街道を押えて織田氏方軍勢の西下を遮断したことを功績としてあげている。つづいて「然間、向後自岡山御身上之儀雖被申候、無忘却見放申間敷候」と、伊賀氏の処遇について「岡山」の容喙を断つとする文言がみられる。

毛利氏と羽柴氏の和平にともなう領界定交渉が始まり、天正十一年閏正月十二日付で⑤毛利輝元起請文、⑥小早川隆景・吉川元春連署起請文の二通が伊賀家久に宛てられている。全くの同文である。

「重々被仰越之」とあるように、伊賀家久が毛利氏にたびたび使者を派遣してその盟約条件等について確認を求めたことに対して、毛利氏が誓約したものである。右述した文言に相当するものとして「然間、不相構和平之是非、聊以見放申間敷候」とある。





図版 1 関係地名図

①③、④、そしてこの⑤⑥の文言を順に追ってみると、刻々と変化する政治・軍事状況に応じて改められていることが知られる。それは当事者毛利氏の意識を反映している。

なお、①③④⑤⑥の各起請文の神文以下は、「那智瀧宝印」の料紙を翻して書かれている。起請詞のみの起請文もみられるなか、この事實は、毛利氏がこの事態をきわめて深刻に受けとめ、重大事と認識し、その誓約性を高める対応をとったことをあらわしている。

さて、領界定交渉は毛利氏に次第に不利となる。

天正十一年の十二月十五日に安国寺恵瓊・林就長は佐世元嘉らに書状を宛て交渉の状況を伝えている。そのなかで虎倉城は岡山への障りになること、退城の期限を先延しするよう申ししたが受け入れられなかったことを述べ、来る二十二、三日に退城するよう伝えること、この書状の内容については中枢において談合を遂げるよう求めている。

一方、翌十二年の正月二日に羽柴秀吉は蜂須賀正勝・黒田孝高に返信し、第一条に「虎倉升形城請取由、尤候事」、第二条に「伊賀与三郎城事、入念可請取事」、第三条に「草薨城是又可被入念事」と指示している。

伊賀氏も、美作国高山城に拠る国衆の草薨氏も、領界交渉のなかで本領から立ち退かざるをえない状況になっていた。

⑦二月十三日には毛利輝元は伊賀家久に宛て、「京芸和平令入眼、傍示之儀付而、為御届此方御取退、誠御入魂不浅次第候」とし、防長兩國内において三〇〇石を給与している。

そして九月九日には四通が伊賀家久に宛てられる。⑧毛利輝元書状、⑨小早川隆景起請文、⑩小早川隆景一行、⑪小早川隆景・福原貞俊連署書状である。一連のものである。

⑧は、家久が使者を遣わして重ねて求めた「本地新地」の安堵を認め、小早川隆景より申入れるとしたものである。⑨がそれに該当するが、これは起請詞のみで「那智瀧宝印」の料紙は用いていない。

家久が片山惣兵衛尉を派遣して要求した条々に応じて、小早川隆景

は三箇条について誓約している。第一条は「本知新知」は前々の判形通りで「向後弥無違儀、可有御進退之事」とする。ただ、右述したように実態はもはやそれを可能にする状況ではない。第二条は「依弓矢之成立、自然岡山衆懇望之子細候共、一往尋可被申之事」とする。右述した①③、④、そして⑤⑥の文言に比べると、和平が成った状況に於いてさらに改められているが、懇望の子細が友好か報復かのどちらにしる伊賀氏の意向を尋ねると約束している。第三条は伊賀氏家来衆からの抜人があっても伊賀氏に尋ね、そのうえで相手方へ返答するとしたものである。本領から退去する事態のなかでその主従関係から離脱する家来がいたことは十分に予想される。急速に変動する情勢に起因する家来衆の不安が背景にあり、それによって伊賀氏家中から抜けた者への対策である。

⑩は、「備中国切之和睦」が成ったので、備中国大井庄五ヶ村、吉河・山内を給与するとしたもの、⑪は、「御退城之事、被申入候之処、御同心誠に難述言語候」と謝し、少ないが神辺領内で一所を与えるとしたものである。この神辺領は羽柴秀吉に通じた杉原氏からの没収地であった。

領界交渉の最終的な結着は天正十三年正月のことであるが、こうした過程から見ると、伊賀氏が既に前年の初め頃には本領の御津・加茂の地から退去したことは明らかである。

毛利氏方からの離脱、そして復帰からわずか丸三年間のことであるが、伊賀家久にとつては激動の三年間であり、苦悩の時期であったと思われる。そして本領からの退去は苦渋の選択であった。しかも、毛利氏方への復帰は自らの判断で行われたものであったが、国分けによる退去は外部から侵攻してきていた大名権力の都合であり、その合意によって行われた。それによって、伊賀氏が加茂の地で歴史的に築き上げてきた在地領主制は崩れ去った。こうして在地領主は、またたく間に固有の自己決定権を喪失する。新しい知行地はそれまでの家臣全てを収容し切れる高であったとは考えられず、移住に従う家来、従わ

ずに土着する者、あるいは新しい領主に仕える者、出奔、逃亡せざるをえなかつた者など、さまざまであつたと推察される。

このように秀吉が畿内をおさえ、秀吉によって取り立てられて領国大名となつた宇喜多秀家が毛利氏と画定された領界を接しながらも協調するようになると、それまで境目の国衆として存在価値を發揮しかつ戦争の行方を左右するほどの存在証明を果たしていた伊賀氏は、もはやその固有の役割を失つた。

こうした境目領主が固有の機能を失う事態は、在地領主制下の地域主権の戦国時代から中央集権を進める豊臣政権への移行期には各地でみられた社会の構造的変革の一コマである。

こうした変革は、毛利氏の場合には後述するように惣国検地に基づく給地替え、関ヶ原の戦い後の防長両国への移封にともなう給分高減等へと続いていく。

伊賀家久が本領を退去し、毛利氏領国内に知行地を与えられたことは既に述べた。その後間もなくして死没したため、惣国検地に基づく分限帳にはその名はみられない。しかし、井原氏を名乗つて家は続いた。

戦国大名の領国支配は不均質であり、とりわけその外縁部はその地の国衆らの動向によつては大きな幅で移動し、またそれが周辺鄉村に大きな影響を与えた。侵攻した両大名の争奪の対象となつたこうした境目地域の国衆の存在意義はきわめて大きかつた。伊賀氏が毛利氏方へ転じた効果は、何よりも毛利氏軍と伊賀氏の間にはさまれる形となつた竹荘や有漢の荘官、地下人の抵抗を押え込んだところにあらわれている。そしてこれはのちに備中国中部地域における領界の画定を決定づけることにつながる。

(二) 半納と領界の画定

ここでは前節に關係して前線の鄉村の有り様についてみてみたい。

天正十年（一五八二）の四月二十六日に羽柴秀吉の家臣高田長左衛

門尉秀政は備中国一宮古備津神社の鎮坐する宮内村の社人・名主百姓中に宛て、次のように述べている。¹²⁾

仍当村へ敵方者出入、爰許へかせきニ罷出候、就其吾等為番勢罷越候、此方よりもかせき申付候、然者日くれ候て当村中へ出入無用候、もし出入有之を討捕候共、其方可為越度候、為届申遣候、半納之在所ニて候共、むさむさと地下にまき候て敵方之者はいくわい候間、さて如此候、但敵方之者出入も不仕候ハ、罷越可相理候、

この意味は、毛利氏方の者が宮内村に「かせき」に出入するため、高田秀政は警備に出動したこと、そして羽柴氏方にも「かせき」をすゝるよう申し付けたこと、したがつて日が暮れて宮内村より出入してはいけないこと、もしその場合には討捕ること、宮内村は「半納之在所」であるけれどもむさむさと地下に紛れて毛利氏方の者が徘徊しているので、このように申し遣す、と警告したものである。

この半納とは、別稿で述べているが、村年貢を対峙する両大名方へ半分ずつ納めるあり方である。ただ、このように鄉村名が特定できる史料は珍しい。この場合、宮内村は毛利氏と織田氏の両大名方に半分ずつ納めるのであるが、村としては、合せて一年分の負担であるから、年貢そのものが増額になるわけではない。

半納とされた鄉村はこうした負担方式をとることによつて、両大名権力の共同管理下におかれ、そのため両属性をそなえる。その結果、軍事的にはきわめて緊迫した情勢下ではあるが、戦闘等の軍事衝突は避けられることになるという特性をもつ。¹³⁾

なお、宮内村が半納であつたこと、高田秀政は毛利氏方の者の「かせき」に対応するため「番勢」として出動したことなどからすると、「かせき」はおそらく半納の村（人）固有の諜報やその支援活動を意味すると思われる。

宮内村は、高松城の攻防戦に象徴される毛利氏と織田氏の最前線、しかも山陽道筋に位置していた。このことを踏まえ、足守川筋の両軍の城の配置も勘案すると、近辺の他の郷村も半納とされた可能性はある。

事実、吉備津神社領にはまた一例みられる。

撫川郷半納下札事

神主殿

合田四十、

分米壹斗三升六合定

天正九 十月十六日

宗叟（黒印）

この下札の解析はむずかしい。ここには田面積と分米が記されているが、これらに基づいた納入の手続き等はよくわからない。ただ、「撫川郷半納」とあることは注目される。撫川郷は宮内村の南側、毛利氏方の松島城の東側に位置しており、まさに最前線の郷村であった。これらの事実は、半納が最前線地域の他郷村にも広がっていたことを推測させる。

郷村の名主百姓にとって予期しない事態であったとしても、半納は境目の軍事バランスをとりあえず保ち、安定をはかる方策であった。郷民が対峙する両軍の陣取りの様相を注視していたことは十分にうかがわれる。

各地で実施された半納は、領界交渉の過程において破棄されることになる。

御折紙拝見申候、

一所々半納之事、当春被相定辻可然之由被仰越候、ケ様之儀も諸堺目不相究候者五ニ出入可有御座候条、雖不存申候、早々城々被引渡候者、兩人罷越直ニ而有様二可申付候条、於其段者可御

心安候、就其半納之姿も於此方給人衆へ相尋可申候、其段も可為有様候間、可被成其意候、恐惶謹言、

十一月二日

安国寺様

傳報

正勝 審判
黒官 孝高 審判
脇平 家利 審判

この書状は、既に述べているが、領界交渉の当事者間において遣り取りした際の返信である。秀吉家臣の蜂須賀正勝・黒田孝高兩人に宇喜多氏の家臣岡家利が加わっている。

毛利氏が所々の半納を今春定めた通りに実施することを要望したのに対し、羽柴氏方はこの件は境界を決めないから互に紛争が起こるとし、早く諸城を引き渡されたなら正勝・孝高兩人が現地に出向き直接にあるがまゝに命じるから安心されたいこと、そうして半納のあり方についても羽柴氏方として給人衆に尋ね、この件もあるがまゝにするので毛利氏としても了解してほしいと述べている。

領国の境界を定めることは、紛争回避の要件であり、そのため宇喜多氏領となった備作両国内に所在する毛利氏方国衆（伊賀氏・草苅氏ら）の城の引渡、半納の破棄を求めている。

既に述べたが、安国寺恵瓊・林就長が佐世元嘉らに虎倉城の引渡は免れないと伝えたのは、天正十一年の十二月十五日のことであったし、秀吉が蜂須賀正勝・黒田孝高に伊賀氏と草苅氏らの城の請取を念を入れて行うよう命じたのは、翌十二年の正月二日のことであった。したがって、この書状は天正十一年の十一月二日に比定できる。

「当春被相定辻」からは、天正十年の秋には従来通り半納が実施されていたこと、それがこの十一年春になって実施を前提としつつも検討事項となっていたことがうかがわれる。

そして、半納は領界画定によって破棄され、以後境界は幅ではなく線引きとなる。異なる大名権力による共同管理とか、特定の郷村が対

峙する大名権力に両属するとか、そうした統治の具体的な姿は消え去った。しかしながら、戦国最末期の備作地域において、一時期のことにせよ、半納の実施が覇権を競う両大名の正面衝突を回避し、またそれによって起こりうる危難から郷村の民らを守ったのも事実である。

こうして境目の地域がキャステイングポートを握った時代は終わり、線引きされた境界は防衛機能に特化していく。そして、社会構造において固有の意味をもつことばとしても消え去った。

毛利氏は従来通り中世的統治方式を継続させる権力であったが、羽柴秀吉はそうではなかった。この事実は、時代の移行期における構造的変革の様相、すなわちその担い手たちの将来構想とそのズレ、次代へと向う路線の選択ぶりを如実に語ってくれる。

二『八箇国御時代分限帳』を読む

(一) 備中国各郡別の給人配置

豊臣期大名となった毛利氏は、天正十五（一五八七）と十八年に惣国検地を実施した。そして翌十九年には各給人らに新給地・新給分高を打渡し、領国全体にわたって給地替えを断行する。秀吉による朝鮮侵攻の軍役賦課に対応するための石高（収納高）の確定と新たな給人配置であった。

この結果は「八ヶ国御配地絵図」に国郡別に記入され、のち藩命をうけて『八箇国御時代分限帳』として編冊し、録上された。

これによると、毛利氏領国は備中国の大半に及んでいる。給人には、一門・一族・安芸国衆・備中国衆・その他の国衆らさまざまな系譜をもつ家があり、その配置から、地域社会の様相ならびに毛利氏中樞の備中国に対する支配意識をうかがうことができる。

そのなかで山陽道筋、瀬戸内海沿いの後月・小田・浅口・下道の南部四郡については、既に別稿『備後国相方城と毛利氏』¹⁹において給人名・給分高を示し、その特色を解析しているが、本稿ではさらに

中・北部の解析を加えて総合的に地域社会と政治権力が取り結んだ諸關係について検討を行いたい。

それでは別稿に掲載した表「備中国南部各郡別の所領構成」を再掲し、重要な点をいくつか指摘したい。

備中国南部の後月・小田・浅口・下道の四郡は瀬戸内海・山陽道の海陸の東西往還の幹線交通路が通る重要な地域である。

天正十四、五年には秀吉による九州島津氏攻めが行われ、毛利氏領国内を他国の諸大名らの軍船・軍勢が往き来した。初めてともいえるこの経験は、緊迫した世情を生み出し、領国民に緊張を強いたと思われる。こうしたことなどがあつてか、郡別に大給人が確かめられる。

注目されることの一は、蔵入地は後月郡にのみ設けられていること、二は備後国安那郡の全部（一〇〇八八石余）を領有している毛利元康（元就八男）領がさらに東隣の備中国後月郡・小田郡へと広がること、三は小田郡はその約三分の二を周防国衆梶杜氏（家督は毛利元秋（元就五男）、次に毛利氏一族の志道元保の二男元縁が継ぐ）²⁰が移されて占め、その所領はさらに東の下道郡にも広がること（梶杜氏の周防国内の旧領は毛利輝元の側近堅田元慶の給分に組み込まれた）、梶杜氏は玖珂の蓮華山城を本拠に警固衆としての性格もそなえていたので、この小田・下道両郡地域においてもそうした期待がなされたであろうこと、四は毛利輝元室の実家である宍戸氏が下道郡の約三分の二を領有していること、具体的には宇喜多氏との境界である高梁川の西側、北から上原・下原・川辺（山陽道の渡河地）、片島をおさえていること、²¹なお、宍戸氏の給地は小田・後月両郡にもあること（後述するが、宍戸氏の給地は浅口郡を除く全郡に及んでおり、備中国内における総給分高は一万石を超える）、そして五は、早く小早川氏・毛利氏の支援のもとで鴨山城に拠った国衆浅口氏（細川氏）が浅口郡のほとんどを領有し、わずかに毛利元清（元就四男）の給地があること、それは織田氏との戦争中に警固活動や兵糧等の輸送を展開した連島（片島の南）であったことなどである。

表1 備中国南部各郡別の所領構成（再掲）

| | | 後月郡 | 小田郡 | 浅口郡 | 下道郡 |
|---------|-------------------------|----------|----------------|-----------------|-----------------|
| 蔵 | 入 | 2548.701 | | | |
| 一門 | 毛利元康 | 1406.669 | 1615.536 | | |
| | 宍戸元統 (うち扇方領 205.000) | 1543.828 | 226.074 | | 5062.912 |
| | 毛利元清 | | | 63.981 | |
| 家臣 | | | 4238.023 | 6173.145 | 2462.540 |
| | | | 梶杜孫兵衛 4017.988 | 浅口少輔九郎 6070.569 | 梶杜孫兵衛 1949.190 |
| | | | 杉与左衛門 200.000 | | 梶杜久三郎 216.875 |
| | | | 神保才法 20.035 | | 志道太郎左衛門 296.475 |
| 伽衆 | 御茶道 宗凡 100.005 | | | | |
| 寺領 | | 65.934 | 15.016 | | |
| 社領 | | 24.790 | | | |
| 番匠 | | 16.007 | | | |
| 鍛冶 | | 20.028 | | | |
| 下分御公領肝煎 | | 24.560 | | | |
| 計 | | 5750.522 | 6094.649 | 6237.126 | 7525.452 |

(単位 石、収納高)

(岸田裕之「備後国相方城と毛利氏」《『内海文化研究紀要』24、1996年》)

備中国には高梁川の本流・支流によって水運網が張りめぐらされており、片島や連島は、高梁川の河川流通のいわば出入口を扼する位置にあった。

毛利元清と浅口氏の関係について少し述べておく。

毛利元清は安芸国佐西郡廿日市の桜尾城を本拠にし、天正三年からは備中国猿懸城主をも兼ねた。佐西郡内の家臣は、警固衆や広域的な商人として活動していた。そうした海上軍勢力をそなえていたことが、高梁川河口の要地である連島を領有するところにあらわれている。

浅口少輔九郎(元通)は毛利元清の娘(秀元姉)と婚姻する(のちにその子息元董は毛利元政(元就七男)の娘と婚姻)。こうして浅口氏は、毛利氏一門に準じる強固な関係を取り結ぶ。そうした盟約の背景には、ともに海洋領主的性格をそなえていたこともあったと思われる。

以上述べたように、備中国南部四郡は、宍戸・梶杜両氏ら一門一族にまとめて領有させ、一門並みの国衆浅口氏と合せて固め、それを備後国安那郡から後月・小田両郡へと領有を広げる毛利元康(本拠は神辺城)に後援させる形でもって、その支配と防衛に責任をもたせているところにその特徴がある。したがって、この南部四郡には中小給人はごく限られている。こうした配置の背景には、この地域の領主層の国郡を越えた給地替えがあったことも推察される。さて、それでは次に河上・賀陽・上房・英賀・哲田の中部・北部五郡について述べたい。まず、その各郡別の所領構成を表2にした。

表2 備中国中部・北部各郡別の所領構成

| | | 河上郡 | 賀陽郡 | 上房郡 | 英賀郡 | 哲田郡 |
|-------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 蔵 | 入 | | | 21.433 | | 486.715 |
| 一門 | 吉川広家 | | | | | 1181.953 |
| | 宍戸元統 | 1160.936 | 733.260 | 262.794 | 726.377 | 501.894 |
| 家臣 | | 7889.805 | 1610.745 | 6582.003 | 7021.037 | 3973.218 |
| 房衆 | | | | | | 200.000 |
| 社領 | | | | 111.659 | 460.000 | 30.000 |
| 番匠 | | | | | | 30.036 |
| 女(3人) | | | | | | |
| 計 | | 9050.741 | 2344.005 | 6977.889 | 8207.414 | 6403.816 |

(単位 石、収納高)

また、各郡別の給人名と給分高について表3に示した。但し、賀陽郡の毛利氏領国はそのほほ中西部にあたる。なお、備中国旧郡略図を付した。

各郡別の給人数は、河上郡が九名、賀陽郡が四名、上房郡が九名、英賀郡が一三名と比較的少人数であるのに比して、哲田郡は六四名という多人数である。その内訳をみると、一八名が二〇石余、三一名が一五石余、五名が一〇石余、三名が八石余という小給人が占める。哲田郡には、こうした状態を生み出した歴史的背景や事情があると思われる。

それでは、給人名と給分高についていくつか特徴をあげてみたい。一は、宍戸元統は下道郡を主要な基盤とするが、南部を越えて中部・北部の全郡に及んで領有していることである。備中国内において起こる防衛上の事態に対し、全ての前線において運動して働く機能を負わされていたものと思われる。埴城は鬼身城である。

二は、哲田郡の吉川広家である。本拠は変わらず安芸国山県郡にあった(分限帳では四四九二石余)が、出雲国の富田城に移って能義郡に一四九四三石、意宇郡に一四九八三石(どちらも全郡)を領有する。哲田郡の在所を比定するには、「吉川広家領地付立」⁽²⁶⁾が参考になるであろうか。この付立には、石見国(計四〇八〇貫)、伯耆国(計五四二三貫)など分限帳に全くみられない国の所領が記されており、逆に出雲国には計二〇〇三貫しか存在しない。

そうしたことからこの付立は、惣国検地実施前の天正十四年に領国内の国衆らが行ったことが確かめられる毛利氏への知行指出⁽²⁷⁾と考えられる。そうであれば、吉川氏の家督は、元長が天正十五年六月五日に死没し、翌六日に広家が相続しているの、文書題を変更して元長の付立とするのが妥当である。

さて、この付立の備中国内の在所としては、新見七〇〇貫、神代四五〇貫、菅江七〇貫、小坂部八〇貫、布施一八貫、岡分一八貫、徳光分七〇貫、それに分一八貫、はつ田一八貫、計一四四二貫が記されてい

る。分限帳の一八一石余は、元長の付立の約八二パーセントにあたる(一石を約一貫と換算)。

新見は尼子氏に属して滅亡した国衆新見氏の本領であり、地理的には美作・伯耆・備後三国と結ぶ要衝に位置しており、織田信長との戦争時には吉川元春にとって山陽方面の小早川隆景ら諸將と談合や連絡を行うのに重要な場所であった⁽²⁸⁾。

吉川氏の立場からすれば、哲田郡内において散在で給与されたとは考えられず、新見氏の旧本領を引き継いで領有したと思われる。

宍戸氏と吉川氏は、新見を介して緊密に連携を保ちながら、毛利氏領国の東部地域の防衛と安定をはかったと考えられる。

三は、一門口羽通良の系譜に連なる口羽善九郎(通平)が英賀郡、口羽十郎兵衛(元良)が河上郡・英賀郡に給地をもつことである。天正四年八月二十三日に毛利輝元は口羽春良に河上郡の国吉城領所一〇〇貫を申付け、在番を堅固に勤めているとし、河上郡手之荘七〇〇貫、中津井内三〇〇貫を給与している(中津井は北房町。近世までは英賀郡に属す)。そして口羽春良・元良父子は成羽氏⁽²⁹⁾がこの地域の領主層と緊密な関係を取り結んでいた⁽³⁰⁾。



図版2 備中国旧郡略図

表3 備中国中部・北部各郡別の給人と給分高

| 河上郡 | | | 上房郡 | | | 哲田郡 | | | 西本与右衛門 | | | |
|---------|----------|-----------|---------|----------|-----------|---------|----------|-----------|---------|--------|------|--|
| 給人名 | 給分高 | 総給分高 | 給人名 | 給分高 | 総給分高 | 給人名 | 給分高 | 総給分高 | 給人名 | 給分高 | 総給分高 | |
| 穴戸元統 | 1160.936 | 25124.396 | 穴戸元統 | 262.794 | 25124.396 | 吉川匠家 | 1181.953 | 36165.477 | 豊岡小左衛門 | 15.027 | | |
| 成羽紀伊守 | 3451.390 | | 天野五郎右衛門 | 5595.232 | 7140.955 | 穴戸元統 | 501.894 | 501.894 | 西五郎右衛門 | 15.014 | | |
| 赤木内藏人 | 1444.910 | | 河野作右衛門 | 434.091 | | 石賀孫兵衛 | 1560.210 | 1560.210 | 山谷七郎兵衛 | 15.013 | | |
| 口羽十郎兵衛 | 1190.436 | 2931.159 | 竹井惣兵衛 | 180.991 | | 福賴左衛門 | 800.000 | | 宮田平内 | 15.012 | | |
| 佐波又左衛門 | 899.208 | 4366.076 | 土居市之丞 | 131.135 | | 桂三郎左衛門 | | | 賀藤織部 | 15.012 | | |
| 財満孫市 | 418.497 | 340.597 | 土居大膳 | 108.738 | | 子平藏給 | 434.116 | 6591.708 | 近藤五郎兵衛 | 15.010 | | |
| 栗屋縫殿丞 | 273.388 | 597.359 | 柳井平左衛門 | 51.682 | | 楢杜孫兵衛 | 244.688 | 230.937 | 近藤治右衛門 | 15.010 | | |
| 児玉右衛門 | 200.080 | 37.629 | 日名与十郎 | 51.331 | | 小田清左衛門 | 30.030 | | 村田与三衛門 | 15.010 | | |
| | 11.896 | | 河本木工之助 | 28.803 | 110.985 | 飯田左馬助 | 21.063 | | 早瀬源左衛門 | 15.010 | | |
| 賀陽郡 | | | 賀陽郡 | | | 賀陽郡 | | | 田中新左衛門 | | | |
| 給人名 | 給分高 | 総給分高 | 給人名 | 給分高 | 総給分高 | 伊賀宗五郎 | 20.536 | | 東郷与二郎 | 15.008 | | |
| 穴戸元統 | 733.260 | 25124.396 | 穴戸元統 | 726.377 | 25124.396 | 大谷作右衛門 | 20.118 | | 豊岡三郎右衛門 | 15.007 | | |
| 野山清右衛門 | 1085.010 | | 口羽善九郎 | 2996.852 | 4400.033 | 山東源藏 | 20.090 | | 東郷助七 | 15.006 | | |
| 天野五郎右衛門 | 351.094 | 7140.955 | 伊達三左衛門 | 1438.810 | | 大村三郎四郎 | 20.085 | | 東郷助七 | 15.004 | | |
| 芦田五郎七 | 174.641 | | 皆部山次郎 | 713.000 | | 古織新衛門 | 20.076 | | 井原六郎右衛門 | 15.003 | | |
| | | | 口羽十郎兵衛 | 484.709 | 2931.159 | 安田太左衛門 | 20.070 | | 東郷十郎右衛門 | 15.002 | | |
| | | | 長屋藤兵衛 | 386.000 | 695.550 | 室新兵衛 | 20.066 | | 塩浦助十郎 | 15.001 | | |
| | | | 花房孫兵衛 | 300.239 | | 三戸藤藏 | 20.065 | | 定岡二郎兵衛 | 15.001 | | |
| | | | 口羽六兵衛 | 277.710 | 300.713 | 森田三郎右衛門 | 20.057 | | 定岡又十郎 | 15.000 | | |
| | | | 真壁与兵衛 | 175.600 | | 三平右衛門 | 20.056 | | 古屋織部 | 15.000 | | |
| | | | 井上助兵衛 | 109.703 | | 小倉藤助 | 20.040 | | 入江太左衛門 | 15.000 | | |
| | | | 国重又三郎 | 63.910 | | 西郷惣右衛門 | 20.028 | | 西郷新十郎 | 15.000 | | |
| | | | 井上彦右衛門 | 54.464 | | 岡二郎右衛門 | 20.023 | | 西尾藤兵衛 | 15.000 | | |
| | | | 国重又七郎 | 20.050 | 229.939 | 大六助兵衛 | 20.021 | | 原神右衛門 | 10.020 | | |
| | | | | | | 東郷神右衛門 | 20.020 | | 小野又左衛門 | 10.014 | | |
| | | | | | | 江草三吉 | 20.000 | | 東郷十右衛門 | 10.004 | | |
| | | | | | | 周田与右衛門 | 15.820 | | 小野市右衛門 | 10.000 | | |
| | | | | | | 西助六 | 15.450 | | 山谷与左衛門 | 8.100 | | |
| | | | | | | 定岡二郎左衛門 | 15.445 | | 国居関彦衛門 | 8.046 | | |
| | | | | | | 定岡善左衛門 | 15.430 | | 東郷又五郎 | 8.020 | | |
| | | | | | | 山室又四郎 | 15.110 | | | | | |
| | | | | | | 東郷弥右衛門 | 15.042 | | | | | |
| | | | | | | 西尾三之允 | 15.040 | | | | | |

(単位 石、収納高)

四は、上房郡に安芸国衆（本拠は志和堀）の天野五郎右衛門（元信）が大給人として入り、賀陽郡にも広がっていることである。

元信の室は熊谷元直の娘、松山城将で死没した兄元明の室は熊谷信直の娘（元直の叔母）であった。熊谷信直の長女は吉川元春室であり、そうした婚姻関係から天野元信は毛利氏中枢に入り込んだ人物であった。

もと賀陽郡の竹荘、もと上房郡の有漢では織田氏との戦争中に激しい地下人一揆が起こったことは既に述べたが、元信は兄元明の死没後に信頼できる人物として配置され、松山城に拠ってこの地域の安定的支配を期待されたと思われる。

五は、備中国衆の処遇である。浅口氏については既に述べているが、河上郡の成羽氏・赤木氏、賀陽郡の野山氏、英賀郡の伊達氏・皆部氏、哲田郡の石賀氏らが大給人としてみられる。いずれも給地は当該郡内に限られているので、本領安堵を主としたものと考えられる。滅亡した国衆もいたなか、彼ら国衆は戦国争乱を乗り切ったのである。

それぞれの本拠は、成羽氏は成羽町、皆部氏は北房町（近世までは英賀郡に属す）、石賀氏は新見市に石蟹の地名があることから明白に知られる。赤木氏は成羽川の支流を上った高梁市宇治町、野山氏は賀陽町の北・宮地地域（旧野山郷）、そして伊達三左衛門は新見市唐松の甲籠城に拠った。

この伊達氏については、たとえば永正十二年（一五一五）の十二月十三日の新見国経書状に「去八月、国方并多治部申合、伊達方我等かたへ取懸候、九月、当庄於西方、及合戦、敵猛勢候条、失利、弟候三郎討死仕候、然間、伊達方城、唐松も落居候、爱許一向無正鉢式候処、伊達方申合、去月二十八日夜、唐松要害切取、敵伊達遠江守子兩人討捕、其外数多討捕候間、先弓箭之趣、可然成行候」とあり、本拠が唐松であったことが確かめられる。

ところで、国衆は近隣の国衆らと連合し、毛利氏の軍事作戦に応じていた。

たとえば、天正七年（一五七九）の十二月十八日に吉川元春・元長は新見在番の今田経高・経倍に宛て、「高田（本作）、檜弾（檜崎）へ切々被仰談者、可然候、伊達・石蟹・多治部・松山可被仰談事肝要候」と命じている³³。天正十年の五月五日には小早川隆景は赤木与四郎に宛て、「高松人数之儀申候処、成太左被仰合、則被差遣之候、誠此節御入魂令祝着候、然間百貫之地可進置之候、被差遣衆中御褒美肝要候」と述べ、その衆中への気遣いもみせている。

今田経高らは、因幡表の動きに対応するため、高田城の檜崎元兼、そして伊達・石蟹・多治部氏ら近辺の国衆、また松山城の天野氏との緊密な打合せを行うよう命じられ、赤木氏は成羽氏と話合つて高松城へ軍勢を動員したことが知られる。

こうした近隣の国衆が取り結ぶ軍事的な連携、盟約に基づくいわば連合は、一五世紀中頃から幕府・守護権力が後退するにともなつて、地域の支配秩序を維持するのに重要な機能を果たすようになる。この盟約の形成には領主間の婚姻も大きな役割を果たしたが、こうして強化された領主連合は、戦国争乱が展開するなかで外部から侵攻した強大な大名権力の調略の対象となり、滅ぼされた場合もあるが、服属してしまふと軍事力編成上その重要な基盤となつたのである。

それは中小領主層も同様であつた。上房郡の竹井惣兵衛は竹荘の竹井村を名字の地とし、土居市之丞・土居大膳は、旧秋庭氏領であつた有漢の「土居」辺に蟠踞した領主の一族ではないかと推察される。なお、この土居から北東へ川関川沿いに上ると、織田氏との戦争中に毛利氏が拠つた備前・美作との三国境に位置する飯ノ山城に到る。

彼ら中小領主層の給人化の事例の検証が求められる。

六は、職人的領主の掌握である。哲田郡の三人の番匠はその地質からしてたたら製鉄従事者と考えられるが、上房郡の柳井平左衛門は紙屋である。

天正十六年十二月八日に毛利輝元は二宮就辰に宛て、「備中紙屋楊井平左門尉事、家人二召置候、彼者抱所為給地可遣候、此由可申付候

也」と命じている。³⁵五一石余の給分高から、紙漉職人を率い、地域社会における製紙工程を統轄する領主的存在と考えられる。

七は、哲田郡の小給人の実態についてである。その合計高は約九〇〇石におよぶ。

個別に確認できるわけではないが、たとえば豊岡氏については遡ってたどれる。

九月二十日に東寺領新見荘の豊岡守高は代官中に宛て「地下きた人ひやくしよ申子細候て、人を上申候、可然御調法候て、人御下候者、めてたく候へく候」と述べ³⁶、地下の沙汰人・百姓の愁訴について使僧を上洛させ、使節の downward を求めている。この書状は、九月十六日に新見荘奥・里村百姓中が三職に宛て、新見氏の知行を止めて直務を求め、「殊当年之事、おく・さと共に日そん仕候間、新見殿様よりハ過分ニ御扶持にて候へ共、寺家様より御直務候ハ、かい分ほんそう申可候、此分沙汰人三人、御注進ある可候、奉憑候」と述べた書状をうけたものである。十五世紀中頃の「新見荘における豊岡守高の郷村指導者としての地位がうかがわれる。

豊岡氏について人名や活動事例をいくつかあげておく。

寛正四年（一四六三）八月二十七日に新見荘三職が東寺公文所に宛てた書状（当庄地下人節岡之正分名主豊岡と申者、連々の未進仕、くわんたいを致候間、先月ニ上意と被仰候て御成敗候間、無相違候³⁷、寛正七年閏二月日の奥・里百姓等の申状（「とよ岡名之事、安富方時ハ闕所の地にて候を、御直務時、もとのことく御百姓中注進申候、仍闕所の時ハ夫をせぬ事ハ勿論にて候³⁸」）と豊岡三郎の申状（「上分名より人夫立申事ハ、根本よりなき事にて候³⁹」の二通、十二月十二日に西方政所に宛て書状（「訴之わひ事、連々申上候へハ、いまた御事わりなく候⁴⁰」）を差出した「豊岡方う京助高久⁴¹」、そして明応二年（一四九三）正月十一日に新見荘の年貢無沙汰を六箇条について書き上げた某書状には「一豊岡方拘分拾貳貫二百五十文、内半分流ニ廿余年御免之由申候、近年ハ自多治部殿、此半分をも御免候、雖然、半分ハ沙汰、

（中略）一高瀬・中奥・里三ヶ村御百姓中前も、近年多治部殿より給分ニ被出、又者流不作、或者依有忠、被指置、是も減分、過分候、悉皆御帳面之内半分計、可減候」とある。

これらは豊岡氏が名主節岡氏に連なることを示している。ここで注目すべきは、大きな荘園の解体期にはよく起こる現象であるが、彼ら名主・百姓が守護細川氏の代官安富氏、国衆新見氏や多治部氏らの荘内各在所への進出にもなつてその被官化し、田畠の流失や不作、あるいは軍役の勤仕を行うことによつて、年貢を未納している事実である。

侵攻した毛利氏が新見氏を討滅し、多治部氏の勢力を削減したあと、彼ら名主・百姓をその軍事力に組み込み、給人としたのはいわば自然の成り行きであつた。そうした跡が、宍戸氏・吉川氏らの大給人や多数の小給人の給地となつたのである。

ただ、哲田郡の小給人のなか、豊岡氏のように新見荘の名主・百姓の系譜を引くと確認できる事例はきわめて限られる。

そうしたことから、仮にではあるが、他の場合を想定して見る必要もあろうかと思われる。

毛利氏の惣国検地は、家臣等それぞれの新給分高を決め、それに基つき国郡を越えて給地替えを断行するという領国体制の刷新であつたから、哲田郡の給人のなかに他郡から移動した場合があつたという考え方をとつてみても、問題はない。

その場合、どのような事情を想定できるであろうか、考えてみたい。備中国内に給地替えになつた毛利氏一族・安芸国衆らの大給人は、新しく給地支配を始めるにあたつて、それを順調ならしめるため、新給地内の関係がある土着の中小領主を少なからず家人として召し抱えたと考えられる。その場合、大給人家中においても安芸国などの本拠から譜代家人を率いて移動したわけであるから、新給地において土着の中小領主を新しく多数召し抱えることができたとは考えがたい。

分限帳は国郡別に給人名と給分高を記しているだけであるから、こ

うした問題は、史料の性格上の限界ゆえ、明らかにしがたい。しかしながら、他の史料によってその郷村支配のあり方を考えてみると、次のような事情は十分想定できる。

毛利氏と織田氏の戦時下において、土着の中小領主層は、とりわけ前線地域においては、一族が双方に分かれて戦い、相手方に属していた一族の闕所地を褒美として与えられるなど、結果として所領の維持をはかることもあった。また、毛利氏に一貫して服属して軍事行動をした中小領主としては、戦後に一族内の本家・分家がまとめて召し抱えられることを期待したと思われる。しかしながら、結果的には諸事情があつて本家・分家のうち一人のみが召し抱えられ、他は帰農するか、給人となつて他郡へ移るか、いろいろな選択があつたと思われる。そうした視点でその可能性の有無をさぐつてみたい。

中津井之儀、町共ニ裁判之事、今度其方ニ申付候、背下知者候者、
高橋留守居へ能相届、堅可申付事肝要候、謹言、
五月廿五日
元言（花押）
〔墨引〕室六右衛門尉殿
元信

この書状（抄文）は、慶長二年（一五九七）に天野元信が室六右衛門尉に宛て、秀吉の朝鮮侵攻に動員された毛利氏軍として出陣するにあたり、中津井の郷支配（町ともに）を委任し、下知に背く者があれば「高橋」（高梁、松山城）の留守居に届けて処罰すべきことを命じたものである。

天野元信については既に述べているが、室六右衛門尉は本地（中津井の蟹川。備中国衆皆部氏領の南隣に位置する）に拠つて天野元信の中津井支配を名実ともに担つていたと考えられる。こうしたあり方は、在地領主制下において行われていた郷村支配の有り様を継承したものである。この事例からすると、この時期における毛利氏給人による備中国支配は、旧来の支配方式、在地慣行を継承したものといえる。

なお、室六右衛門尉のこうした役割は、関ヶ原の戦い後に備中国奉行として入部した小堀正次の支配下においても継続している。⁶⁶ ところで、それではこの地域に蟠踞していた他の室氏一族はどうしたのであるうか。

哲田郡には、給人として室五郎右衛門、室新兵衛（給分高はいずれも二〇石余）がみられる。この兩名と室六右衛門尉の系譜上の関係については判然としないが、「室」を名乗っていることから全く無関係ともしがたい。そして、遡つて室氏一族と新見荘関係者との緊密な動きも知られる。⁶⁷

仮に、この兩名を中津井辺から哲田郡へ移つた室氏一族と想定することが可能であるならば、この事例は、哲田郡の小給人の出自について多角的に考察する方法の一つとなる。

したがつて、哲田郡の多数の小給人については、彼らを見つづける名主・百姓の系譜を引く地侍層の単なる延長線上にとらえるだけでなく、備中国各郡内において毛利氏や大給人らが土着の中小領主をどう処遇したかという問題に考察を広げることによって、より具体的かつ総合的に論じることができるようになる。

関係史料が少なく、研究上の制約は大きいのが、大切なことは、郷村支配の実態解明が重要な課題であるという視点をたえず見失わないことである。

分限帳に拠つては、その史料上の限界があつて、この問題は解けない。国郡別に給人名・給分高のみ記された分限帳の背景には中津井の室六右衛門尉のような存在がかくされていることに留意し、適切に関係史料と組合せながら思慮することが求められる。

ところで、新見荘において文明元年（一四六九）九月に守護方の入部に反対し、東寺の直務支配を要求して土一揆が蜂起したことは周知の事実である。⁶⁸

こうした郷村結合ともいふべき典型的な横の結びつきは、婚姻も重なつて以後においても強力に展開したと思われるが、そうした事態は

毛利氏の備中国侵攻にあたってもみられた。

天正元年（一五七三）の五月二十七日に三村元親は桂元將に宛て「仍一昨日於神代舞尾、杠之者共、及行候哉、被及合戦、吉田与二郎被討取、頸持給候」と述べ、六月二日には毛利輝元が桂元將を褒賞している。^{④⑤}舞尾は新見の上市から西の下神代へ抜ける位置にある。また「杠之者共」とは、上市よりやや北の樸城に拠る三村元範に従う衆を指している。

この合戦は、二日後の五月二十七日に桂元將が吉田与二郎の頸を持つて松山城の三村元親に急報し、さらに元親のもとから毛利輝元・吉川元春・小早川隆景に飛脚をもつて言上された。それが六月二日の輝元書状につながる。

この具体的状況がうかがえるものに桂元將があらまし語り伝えた「従先祖書付」がある。^⑥

備中国の住人三村修理進元親、対桂善左衛門元將兵事可相談事依有之、此由輝元様^江被申上付而、則善左衛門に被仰渡、三村所^立被指遣候、事終而善左衛門罷帰候時、新見通路於神代舞尾、吉田与次郎を大将にて一揆の輩百五六十人、二手二分て致待伏、爰にて善左衛門伏ある事を悟て馬よりおり立候処、如案一手ハ山上、一手ハ山下より伏を起シ、鬨声を合て善左衛門を中に取籠、討とらんと競来る、善左衛門召具する所の者十二三人、三村か案内者打送りのもの五六人、都合十七八人には不過、兵具ハ弓一張、鉄炮一挺、手銃一本也（後略）

省略したが、これに続いて桂元將が多勢と合戦に及んだ状況が記されている。これは、地下人一揆のいわゆる通路切の戦法である。

このように新見荘内において歴史的に形成された地侍層の一揆的結合は、各在所に關係深い領主の軍事力として動員される場合があったし、それはとりわけ外部からの侵攻に対しては強く抵抗した。

こうした地域の歴史的事情を踏まえると、毛利氏の惣国検地は豊臣政権下における領国体制の刷新であるだけに、その大名権力として安定的支配を展開させるには、日常生活を基盤とした地侍層の一揆的結合への配慮と対策が欠かせなかつたと考えられる。

新見荘内の地侍層の給人化を数的に限り、一方で他郡から新給人を移動させるといふあり方をとつたとすれば、それが毛利氏の政策として打ち出されたものである以上、それがもつ意味について考えてみなくてはならない。

哲田郡内に在地性の異なる給人が混在化することによって、谷や迫という自然地形のなかの生産面において大きな変更はないにしても、郷村内における新たな人間関係の形成などの問題も生じるし、方向性としては旧来の横の結合はよりやわらぎ、権力編成上の縦の序列化を促すことに転じたのではなからうか。

こうした意味づけが妥当するならば、毛利氏の哲田郡支配は、旧来の単なる継承としてではなく、政策的に断ち切られた面を視野に入れて思慮する必要がある。その場合、もちろん小給人においても給地支配の実態は課題として残る。

惣国検地の結果、一部国衆については例外もあつたとはいへ、領主層の国郡を越えた給地替えが一斉に断行され、それによって、それまで彼らが近辺の地域単位で強固に展開していた横の領主連合は解体され、大名権力のもとへの求心化が強まり、縦序列の編成が進展したわけであるから、こうした考察も十分に成立つと思われる。

以上、備中国中部・北部五郡における給人名と給分高を示し、各郡の注目される特徴について述べた。

（二）備中・備後国境の交通路

伊賀氏が交通の要衝に拠っていたことは既に述べたが、侵攻した毛利氏にとって備後・備中国境における交通路の確保は通路切を避けるためにも重要であつた。日常生活のうえで往来する峠道は数多いが、

表4 備後国神石郡・怒賀郡の所領構成

| | 神石郡 | 怒賀郡 |
|-----|----------|----------|
| 蔵入 | 74.847 | 748.361 |
| 家臣 | 8277.658 | 7033.384 |
| 女房衆 | 23.011 | |
| 寺領 | 56.749 | 22.992 |
| 社領 | .500 | |
| 散司 | .800 | |
| 計 | 8433.565 | 7804.737 |

(単位 石、収納高 (表5も同じ))

ここでは主要街道について述べてみたい。既に指摘したように、主要幹線である神辺から井原・矢掛への山陽道については、備後国安那郡(全郡)から後月郡・小田郡へと広がって領有する毛利元康の存在が大きい。山陽道・瀬戸内海は、天正二十年(一五九二)からは二度にわたる朝鮮侵攻にともなって、島津氏攻めの時をはるかに上回る軍勢・軍船が通行した。毛利氏領国内においては、そうした事態は初めての経験であり、それによって生じた緊迫感、あるいは危機感というものは想像にかたくない。当然のことながら、そのための備えもあったと考えられる。

それでは、北部・中部の交通事情を考えるために哲田郡・河上郡に隣接する備後国怒賀郡・神石郡の所領構成を表4、給人名と給分高を表5にした。既に指摘したが、新見は吉川広家が領有していたと思われる。新見は、西へは神代から矢

表5 備後国神石郡・怒賀郡の給人と給分高

| 神石郡 | | | 怒賀郡 | | |
|---------|----------|----------|-----------|----------|----------|
| 給人名 | 給分高 | 総給分高 | 給人名 | 給分高 | 総給分高 |
| 北条領 | 1000.576 | | 金尾市之丞 | 66.062 | |
| 馬屋原兵部太夫 | 863.000 | | 児玉木工助 | 60.063 | 130.694 |
| 林肥前 | 472.884 | 509.175 | 村上又右衛門 | 56.810 | 116.483 |
| 馬屋原弥右衛門 | 450.000 | | 井上助左衛門 | 50.729 | 99.625 |
| 熊谷豊前 | 433.628 | 7589.566 | 児玉助左衛門 | 50.597 | 72.827 |
| 平川領 | 423.641 | | 久芳新左衛門 | 50.063 | 108.777 |
| 柳沢三左衛門 | 400.145 | 1009.130 | 高須三郎左衛門 | 50.000 | 90.470 |
| 楳社孫兵衛 | 379.842 | 6591.708 | 児玉八郎左衛門 | 49.223 | 324.090 |
| 佐波又左衛門 | 379.842 | 4366.076 | 長屋藤兵衛 | 40.059 | 695.550 |
| 内藤河内守 | 303.250 | 426.411 | (6名省略) | | |
| 馬屋原四郎兵衛 | 300.072 | 308.072 | 平川孫兵衛 | | 20.148 |
| 木梨喜左衛門 | 252.710 | 403.445 | (3名省略) | | |
| 熊谷玄蕃 | 242.820 | 759.524 | 平川清兵衛 | | 20.061 |
| 蔵田与三兵衛 | 226.138 | | (以下21名省略) | | |
| 宇多田与三衛門 | 134.030 | 295.004 | 怒賀郡 | | |
| 吉原彦右衛門 | 123.186 | 198.404 | 給人名 | 給分高 | 総給分高 |
| 神保宮菊 | 107.817 | 156.976 | 天野新兵衛 | 3283.182 | |
| 有地九左衛門 | 100.835 | 401.019 | 佐波又左衛門 | 3087.026 | 4366.076 |
| 熊谷吉郎 | 100.830 | 300.908 | 桂三郎兵衛 | 174.800 | 1226.075 |
| 有福源助 | 100.080 | 344.540 | 香川左衛門 | 159.180 | 531.368 |
| 財満神右衛門 | 93.750 | | 山県平左衛門 | 115.565 | 205.715 |
| 庄原市郎兵衛 | 93.584 | 248.133 | 宗近助兵衛 | 52.444 | |
| 大多和与次 | 93.250 | 235.373 | 桂源右衛門 | 45.822 | 492.244 |
| 遠藤修理 | 91.019 | 106.019 | 桂三郎左衛門 | 38.542 | 1866.284 |
| 羽根三郎左衛門 | 87.727 | 100.007 | 井上善兵衛 | 29.343 | 276.569 |
| 古川三右衛門 | 70.022 | | 三宅彦兵衛 | 24.540 | |
| | | | 粟屋市郎助 | 22.940 | |

田(哲西町)を通って備後国怒賀郡東城へと伸びるが、この街道は東へ辿ると田治部・小阪部を通って美作街道へとつながる主要幹線であった。その矢田村には伯耆国衆の福頼氏(全給地八〇〇石)、東城には石見国衆の佐波氏が入っている。佐波氏は、このほかにも神石郡に約三八〇石、河上郡に約九〇〇石を与えられているが、いずれも国境沿いの郡であることが注目される。中部は、神石郡から成羽を経て松山にいたる街道である。これは、既にふれたが、松山から加茂を経て金川に通じるいわゆる中筋とつながる主要幹線である。

この国境を往来する生活路はいくつかみられるが、そのなかで神石郡豊松村の北部から平川村を経て成羽川沿いを下る道と、この道と成羽で合流するが、豊松村南部から川上町の高山市、弥高山の南麓を通じて地頭・領家を経る道は重要である。毛利氏は侵攻する際に交通路を押える主要な城郭を攻撃しているが、その一つに川上町の手要害(国吉城)があった。天正二年(一五七四)十二月晦日に小早川隆景は乃美宗勝に宛て、二十六日に「手要害」攻めを始めたこと、籠城している将兵が懇望しても許

容することなく悉く討果すべく命じたと述べている。^⑤
これに関しては、翌三年正月朔日の討捕頸注文^⑤によって、その詳細が知られる。

表6 備中国国吉城頸注文

| 手 | 頸数 |
|------------------------|-----|
| 毛利 | 95 |
| 小早川 | 8 |
| 宍戸 | 53 |
| 平賀 | 1 |
| 阿曾沼 | 28 |
| 天野 | 5 |
| 熊谷 | 29* |
| 天野中務少輔 | 26 |
| 山内 | 1 |
| 上原 | 3 |
| 田総 | 11 |
| 馬屋原兵部大夫 (平川手衆の3を含む) | 27 |
| 細川野州 | 3 |
| 平川 | 13 |
| 長 | 2 |

*ほか 生捕1人

小早川隆景が命じた通りの結果として総数三〇五人の将兵が討果された。このあとに口羽春良が在番として入ったことは既に指摘した。さて、ここで問題になるのは国吉城の位置である。国吉城は川上町中心部の地頭から北西へ谷あいを少し上った七地の地頭集落を眺望できる高所にある。

毛利氏軍は、安芸・備後・備中の国衆らで編成されている。したがって、国衆らはそれぞれの本拠や滞陣先から個別に現地に参会したと考えるのが自然である。たとえば、山陽道の井原から北上する街道を芳井町を経て地頭に入った安芸国南部の国衆もいたであろうし、備後国北部の山内氏や中部の田総氏(総領町)・長氏(上下町)らは豊松村から入る道を利用したのではないかと思われる。

いま共同して城攻めにあたった馬屋原氏と平川氏に注目したい。永禄十一年(一五六八)二月七日に毛利輝元・元就は馬屋原少輔五郎に宛て、志摩利庄の二五〇貫、豊松四ヶ村の四四〇貫余を安堵している。^⑥志摩利庄は神石郡南部の三和町に比定される。

分限帳には神石郡に馬屋原兵部大夫が八六三石、同弥右衛門が四五〇石、同四郎兵衛が三〇〇石余(ほかに石見国美濃郡に八石)と、一

族三名で合わせて一六〇〇石余を給与されている。

馬屋原氏は、その系譜書によれば、光忠(暦応四年(一三四一)八月三日死没)代に神石郡に下向したとされており、以来南北朝・応仁文明・戦国の各動乱期を乗り切ってきた。一族で展開した領主制の基盤は強かったと考えられる。毛利氏が備中国へ侵攻するにあたって案内者としては適任であり、そうした点を勘案すれば、惣国検地によっても給地替えされることなく、備後・備中両国の中部国境の神石郡において柱となるべき国衆であった。

平川氏は神石郡に四二三石余の「平川領」がある。ほかに一族の同孫兵衛(後述)や同清兵衛が各二〇石余を与えられているので、これは惣領家分であると思われる。

もともと国境を越えた平川村(備中町)が名字の地である。平川村の土居や紫城を本拠にし、神石郡にも拠点を構え、上豊松の内藤氏と婚姻関係^⑦を結び、国境の峠道を押える特性をそなえていた。

平川氏は、早く永禄三年(一五六〇)六月二十五日には毛利氏五人奉行らから平川三郎左衛門尉の拘分の都合一五四貫四六四文を与えられ(個々の在所等は記されていない)、その内訳は一三四貫文が「御給地」、二〇貫四六四文が「御公領職」とされている。^⑧

「御公領職」とは、稀な呼称であるが、もう一例みられる。

山陽道の井原から分れ、小田川に沿って北西への道を辿ると、国境近くに川相(芳井町)という在所がある。道なりに国境を超えると、備後国安那郡の最北部の山野へ出る。

この川相を名字の地とする河相氏の例である。

永禄三年六月二十五日に毛利氏五人奉行らは河井勘解由左衛門尉にその抱分五〇貫四六四文を与え(個々の在所別に一〇筆)、そのうち三〇貫文を「御給地」、二〇貫四六四文を「御公領職」としている。^⑨年月日、公領職の分銭高などは平川氏の場合と同じである。

この勘解由左衛門尉は、永禄二年三月二十三日に備後国神辺城に拠る杉原盛重から褒賞として一五〇貫文の給地を与えられている。^⑩した

がって、毛利氏の進出にともなうこの時期に被官化したといえる。惣領家は、永祿二年八月十五日に杉原盛重から「重」の一字を与えられて元服した河相弥太郎と思われる。⁶⁴⁾

この時期に毛利氏としては平川氏や河相氏をこのように処遇する必要があったのであるが、「公領職」の実態についてはよくわからない。

いずれも「抱分」を公領職にしているが、河井氏の場合をみると在所別の一〇筆に給地か公領職かの区別はしていない。この場合には通常の年貢や段銭、そして軍役はどうなっていたのか、あるいは平川氏も河相氏も国境辺に幡踞するという共通の性格をそなえているので、そうした通常の事柄とは別に機能面において「公領職」固有の役割を負わされていたのではないか、等々の検討すべき課題は残る。⁶⁵⁾

なお、河相氏は分限帳にはみられない。杉原氏の没落にともなう土着したと思われる。

以上、備後・備中国境における交通事情についておおよそ述べた。⁶⁶⁾

これらの東西の主要街道は、折々指摘してきたが、もちろんのことで備中国を南北に走る幹線、すなわち高梁川沿い、また高梁と井原、矢掛の往還（成羽経由）と各所で結びつき、人・物・情報などの移動・伝播機能の充実をはかっていた。

さて、こうした給人配置は関ヶ原の戦い後の毛利氏の防長両国への移封まで続く。

これらの事実をもとに遡って推測すると、浅口氏は言うまでもないが、成羽・赤木・野山・伊達・皆部・石蟹の各国衆は、戦国最末期の織田氏との戦争においても毛利氏に与し、確固とした軍事行動をとったと考えられる。そのことが惣国検地に基づく給地打渡において本領安堵が行われた主要因といえる。

分限帳を読むと、宇喜多氏領国と接する備中国の給人配置は、南部は宍戸・梶杜・浅口・毛利元康ら一門で固め、中部・北部も宍戸・天野元信・羽口通平が大給人として最前線にあり、各国衆が背後に位置するという、いわば絶妙の組合せであった。こうした配置によって毛

利氏は、備中国衆を押えるとともに本領を保障し、支配秩序の安定をはかったといえる。

分限帳にあらわされた給人配置を解析することによって、毛利氏中樞が備中国に対してどのような支配意識をもっていたか、戦国時代の有り様を踏まえたものとしてうかがうことが可能である。⁶⁷⁾

なお、各郡、そして郡内の各町村にはそれぞれの歴史が展開したわけであるから、その実態の解明が求められることは言うまでもない。それには彼ら個々の給人の郡内における在所を特定する必要がある。その場合、前述した中津井の郷支配を天野元信から委任された室六右衛門尉のような史料が遺存していれば幸いであるが、郷村名が記された宛行状・打渡坪付、あるいは旦那として給人名が記された寺社の造営・修造の棟札等々の史資料に拠る方法が有効である。⁶⁸⁾ただ、時期が十数年と限られており、史料上の制約は大きい。

おわりに

毛利氏と織田氏の激しい戦争によって備作地域は真つ二つに分断され、戦場となった各地の郷村に大きな惨禍をもたらした。そうした状況下の備中国の戦国最末期史を毛利氏『八箇国御時代分限帳』から読み解くと、何を明らかにできるか。

言い換えるならば、高松城をめぐる攻防戦や秀吉政権の枢要におかれた宇喜多秀家を軸に語られる地域の時代史は、何を見落としてきたか。

新見氏、三村氏が滅亡して備中国の戦国時代史は終わったわけではない。具体的にいえば、侵攻した毛利氏にとっては、押しつ押しされつ激しく動く戦局のもとで多くの備中国衆が毛利氏方として軍事行動した事実が、支配地域の秩序の維持という点からみてきわめて重要であった。その結果が、戦後における国衆の毛利氏への給人化という権力編成にあらわれている。

特定の事象を課題として選び、それを中心にすえて論じると、関係が深い事象であってもどうしてもいわば影が薄くなりがちである。

事象にしる、地域にしる、関係性あるその歴史を総合的に語るためには、個々の比重のおき方は、その思索の過程において片寄りが起こらないようたえずその対極を見すえながら適切に進めることが欠かせない。

関心を抱き取り上げた問題がどれほど象徴的な事柄であつても、主観的な粹取りのもとに全体を論じるようなあり方は避けなければならぬということになるうか。

備中国衆の存在と動向は、関係史資料の制約にかかわらず、一般的な備作地域の戦国時代史の一コマとしても、個別の研究としても取り組まなければならない重要な課題である。

さて、彼ら備中国衆は関ヶ原の戦い頃までその動きが確かめられる。まず一は、慶長三年（一五九八）正月二十五日の秀吉朱印状である。

この文書は、よく知られているが、秀吉の朝鮮侵攻に従い、蔚山で戦った毛利氏軍の宍戸元統ら二七名の将を褒賞したものである。

宛書には、浅口少輔九郎・成羽紀伊守・野山清衛門尉・石蟹市郎・伊達三左衛門尉・赤木丹後守が記名されており、皆部氏については見あたらない。なお、備中国に給地を有する天野五郎右衛門・口羽十郎兵衛・福頼左衛門尉らも記名されている。

二は、関ヶ原の戦いに先んずる慶長五年八月二十四日に宍戸元次が差出した伊勢国津城合戦頸注文である。その一手として「頸五ツ石蟹孫兵へ」「頸三ツ 赤木与四郎」と記されている。宍戸元次の手に属して合戦に臨んだためと思われる。

こうした軍事行動上の編成もあつたためであろうか、関ヶ原の戦い後の防長両国への移封にあたっては、彼ら国衆の動きは格別であつた。先にこれまでにふれた備中国清水氏、美作国草苅氏について述べておきたい。

毛利輝元は移封直後の慶長十年七月に安芸国衆の熊谷元直・天野元

信らを誅代するが、十二月十四日には福原広俊以下八二〇名の家臣が連署起請文を提出して、輝元の上意に服する旨を誓約している。そのなかには福岡対島守（草苅重継）と清水五郎左衛門尉（宗治の嫡子景治）が確かめられる。ただ、草苅重継・清水景治は、ともに小早川隆景にしたがって伊予国から筑前国へと移り、のち毛利氏家中に入ったという事情がある。

ところで、『関関録』の編纂にあたって九月四日付で清水宮内治周が差出した「先祖古書記置候」写には、最後の箇条に次のような記事がある。

治部少乱之時、大坂へ罷上り、津之城、大津・瀬田方々辛勞仕、

大津にてハ一番乗仕候、其後景治・村上八郎左衛門・成羽紀伊守

三人、妻子を引退候へと被仰出、御暇被下候、即罷下式人の者ハ直にはしり候、景治ハ御意に随ひ罷下候折節、備中水島にて

西国へ下る飛脚船の者申けるハ、毛利之御身体不宜風聞有之の由に付て、輝元公御事いかゝと無御心元、早速大坂へ直に罷登り候

へ者、則御前被召出、有間敷心懸との御意にて、兼光の御腰物を御手自拝領被仰付（後略）

これによれば、関ヶ原の戦い直後に清水景治・村上八郎左衛門・成羽紀伊守の三人は、輝元から「御暇被下候」で、うち村上八郎左衛門と成羽紀伊守はそのまま出奔したが、景治は備中国水島で輝元の危急を聞きつけ、再び上坂し、褒賞されたという。

村上八郎左衛門については、小早川隆景の死没後に毛利輝元への忠節を誓約した慶長四年閏三月二十九日の村上八郎左衛門尉景広起請文がある。この村上景広は乃美景嘉らと出奔しており、その出奔先は、十月十日の井上景貞起請文によれば、豊前国小倉に入った細川氏であつた。

毛利氏の滅封による給分高減の影響は大きく、小早川隆景の遺臣の

処遇もむずかしいところへ、大きく加増のうえ転封された近辺の諸大名からの誘いもあったという事情がある。

このように他大名へ仕官した一方に牢人となった者もいた。成羽紀伊守の出走は事実と思われ、右述の慶長十年十二月十四日の家臣連署起請文にも見あたらない。

ともあれ備中国衆の家中にあつては、防長両国への移封にしたがうか、あるいは離脱して新しく活躍の場を求めめるか、急ぎ選択が迫られた。また、本領地内に土着して帰農する選択もあった。

こうした選択肢に惣庶間で結束して行動するか、惣庶相分れる道を選ぶかが絡んだことは十分推測されるが、その一々を追うことは史料の制約があつてむずかしい。

おおよそのことが確かめられる国衆について次に述べることにする。

一は、本拠地に土着し、帰農した選択である。たとえば、平川氏、赤木氏がそれにあたる。どちらも慶長十年の家臣連署起請文には見あたらない。ただ、「平川家由緒書」には「慶長五年毛利家長門に御移城二依而、親倫弟孫兵衛尉盛吉、長州萩に伺候し、子孫楮相続ス」と記されており、萩藩にその徴証もある。

赤木家には、平安時代後期の特徴をもつ赤韋威鏡兜、大袖付(付、唐櫃)が伝来した(現在は岡山県立博物館蔵。国宝)。

二は、防長両国へ移る選択である。たとえば、慶長十年の家臣連署起請文には「野山清右衛門尉」の署判がみられる。

三は、毛利氏の直臣としてではなく、毛利氏一門の家人(陪臣)となる選択である。たとえば、浅口元通は姻戚関係にあつた毛利秀元(室の実弟)にしたがつて長府へ移り、子孫は江戸時代には長府藩家老家として存続した。なお、毛利輝元から秀元に付けられた楯柱元縁も長府藩家老として活動し、その跡目を相続した元周の二男広周は、分れて萩藩に仕えた。

なお、こうした一門の家人となるあり方は、備中国衆とはとりわけ深い関係を取り結んだと思われる宍戸元次の場合にも想定は十分に可

能であるが、史料の制約があつて知ることはむずかしい。ただ、移封によつて給分高がほぼ五分一に削減された事態は当然のことながら給人の家人構成にも影響を及ぼしており、こうしたあり方がそれほど見出せるとは思われない。

以上いくつか述べてきたが、備中国衆の動向が全て追跡できるわけではない。

備中国衆は徳川政権の樹立という激変に対応し、それぞれの家の由緒や現状を勘案して相談する十分な間もなく選択した面もあつたと思われる。

その結果、かなりの人数の備中人が防長両国や近辺の諸国へ移動し、またその跡に他国人が支配層として入ってきた。毛利元康・宍戸元次・吉川広家・楯柱元縁・天野元信、そして口羽氏一族ら大給人、そのほかの中小給人、また浅口氏ら備中国衆の本領がいわば抜け穴となつた状況が、その跡の幕府直轄地や新領主の所領配置を基底づけたともいえる。

備中国の戦国最末期史は、地域を越えた広がりをもつて、毛利氏と織田氏という二つの大きな侵攻権力の境目地域として厳しい軍事的緊張下におかれた。

そして、本能寺の変後に毛利氏と羽柴氏の間で線引きによる領界の画定、つづく関ヶ原の戦い後には徳川氏による宇喜多氏の断絶、毛利氏の防長両国への滅封という大変動に見まわれる。在地領主制は断ち切られ、時代の社会構造は大きく変革されていく。

こうした時勢の変化を踏まえ、毛利宗瑞(輝元)は在江戸の秀就の行規を心配し、その教育について毛利秀元らにたびたび細々と述べて依頼している。慶長十八年(一六一三)十二月に秀元・福原広俊に宛てた長文の書状のなかでは徳川氏に対する基本的姿勢として次のように述べ、その分別を求めている。

只々我等存候者、当時両〔定康考志〕御所様被成 御信仰候大名衆、又者別

而被懸 御目候御家中衆之行規、是か何より之手本にて可有之条、是を見まね候ハ、為何儀ニも可相増候、又 上様不合御気色人^①之見まね、少之儀も無用候、此二つニ相極候と存候、

大坂の陣の直前のことであるが、この多岐にわたる訓誨からは、二〇歳になつた秀就の行規に懸念があり、それらを輝元がいかにか心配していたかがうかがわれる。繰り返し「とかく当世之事も、上様之御気色ニ不合儀ハ無用候、たゞ世間之心遣、万其心かけ肝要迄候、此一事極候、いかにも長門^②其所へ心不行候之間、千方々不可然候」というように述べ、最後ではためらいや用捨のない異見を頼み、「それにて長門分別悪候者、互之御時刻と可被思召候、為御分別候」と断じ、毛利家滅亡の危機感をあらわにしている。

まさに服属意識の明証といえる。

時代が動くとともに、地域はどのように変化したのであるうか。

毛利氏は羽柴秀吉と和平後、領界を接した宇喜多氏をなお警戒しながらも、吉川広家が宇喜多秀家の姉と婚姻した(秀家姉は天正十九年四月に死没)ことにあらわされているように、交誼を結んでいく。そしてそれは、さまざまの交流をうみ、ある意味では秀吉政権下の備作地域における敵対から友好への転換であつた。

ところが、関ヶ原の戦い後に樹立された徳川政権は毛利氏を強く警戒し、その包圍網を形成するために周辺の大名配置に工夫をこらした。そうしたことのひとつとして、徳川政権は、よく知られているように、岡山藩主池田忠雄の死没(寛永九年(一六三二))後に鳥取藩主であつた池田光政(一六〇九〜八二)を岡山へ移封した。これは忠雄の子光仲(一六三〇〜九三)が幼少であつたためであり、従兄弟間の国替えであつた。その理由は、「松平宮内少輔死去し、其子勝五郎幼少なり、備前は手先の国なれば幼少にては叶へからず、国替命せらるへしと思召さる」ということであつた。

岡山藩は徳川幕府にとってその勢威を西方面へ発揚させる基盤、換

言するならば西方面からの攻勢に対する防波堤、総じていえば西方面に対する押えの国として大きな政治的役割を負わされていたのである。

毛利氏を警戒する意識は相当に強かつたことがうかがわれる。

既に徳川家譜代の水野勝成が、福島正則の改易後の元和五年(一六一九)に「西国の鎮衛^③」として備後・備中両国内において一〇万石を与えられて福山に築城していたにもかかわらず、こうしてまた再び特別な政治的役割を背負わされたのである。東西に細長い中国地域の地形からして、そのいわば根元に位置する播磨国や備前国に政治性を強く付与すれば起こりうることはあつた。ただ、それは時の中央政権の都合というものであつた。

註

(1) 毛利氏と織田氏の交戦期(天正七〜十年)の備作地域の様相を包括的に叙述したものに山本浩樹「織田・毛利戦争の地域的展開と政治動向」(川岡勉・古賀信幸編『西国の権力と戦乱』(清文堂出版、二〇一〇年)がある。

(2) 森俊弘「宇喜多大和守と筑前守」『きび野』一四三(岡山県郷土文化財団、二〇一六年)は、「つまり、実際には大和守・筑前守の系統こそ宇喜多氏の惣領であつて、直家は最初からその一門に過ぎない可能性がある」とする(詳しくは、森「宇喜多直家の備前統一と岡山平野」『岡山の自然と文化』三六、岡山県郷土文化財団、二〇一七年)に記述がある。

なお、「宇喜多大和守」「宇和兄弟」は実在の人物である。備前国の公権力としての地位にあつた浦上氏惣領家の政宗に随つている(岸田裕之「浦上政宗支配下の備前国衆と鳥取荘の遠藤氏」(岸田『大名領国の政治と意識』、吉川弘文館、二〇一一年。初出は一九九五年)。

(3) 岸田裕之「戦国最末期の備作境目地域における戦争と鄉村秩序」(前註(2)所引の岸田『大名領国の政治と意識』。初出は一九

九三年。

(4) 『萩藩閥閥録^{第一卷}』卷一七(児玉) | 23・64。同第三卷の卷一二七(熊谷) | 33・29。

(5) この原文書は埼玉県立文書館に所蔵されている。

『閥閥録』に収められていない関係文書は次の二通である。

毛利輝元書状(折紙)

就安国寺下向、旨儀被聞召、度々以河原六郎右衛門尉方被仰越之、無余儀候、然間、尔今互之申分相滞候、就其近日自各差上使者申理之半候、於御身上之儀者、不相抱和平之是非、見放申間敷之通、以神文申入候、委細河六右可被申候、仍太刀一腰百疋祝着候、猶吉事重々可申候、恐々謹言、

閏正月十二日

伊賀与三郎殿(御返報)

毛利輝元(花押)

毛利輝元書状

伊賀方堪忍所々事承候、不存余儀候、何^改旁可申談候、先片山事可被差上候、委細此者可申候、恐々謹言、

九月九日

輝元(花押)

〔墨引〕隆景

出羽守殿(御返報)

右馬頭輝元

前文書は和平交渉が相互に申分を主張し合っている中途、後文書は伊賀氏が本領から退去する状況下のものであり、それぞれ本文中に述べる同年月日の文書に係る。

(6) 元歳は兄の元以(『萩藩閥閥録^{第一卷}』卷二八)よりも早く当職に就いた。なお、惣領家は元直である(同第二卷の卷四〇)。

(7) 『石見吉川家文書』一四六。

(8) 同右一四三。

(9) 『毛利輝元卿伝』(マツノ書店、一九八二年)二三四頁。

(10) 『毛利家文書』八六一。

(11) 『小早川家文書』二七八。また、正月五日に秀吉は「境目城之儀、急度請取、明瞭可罷上候」と命じている(同二七六)。

(12) 『岡山県古文書集』第二輯「備中吉備津神社文書」一六二。

(13) 前註(3) 所引の岸田論文。

なお、秋山伸隆氏は、美作国祝山城救援の策を福原貞俊らに指示した天正八年十月十日の小早川隆景書状に記されている「半納之者」に注目し、考察を加えている(秋山「戦国大名領国の「境目」と「半納」(秋山「戦国大名毛利氏の研究」、吉川弘文館、一九九八年)。初出は一九八〇年)。

(14) 四月七日に蜂須賀正勝は宮内の社家中に宛て、「仍此者と慥成仁可有御越候、少御用儀候、又今日其元近辺ニ雖陣取候、宮内之儀ニ可相除之由候」と述べている(前註(12) 所引の「備中吉備津神社文書」一五五)。この書状は天正十年のものに比定されるものが、羽柴氏方として宮内村を半納の在所とする交渉の準備に関するものかとうかがわれる。

(15) 前註(12) 所引の「備中吉備津神社文書」一四〇。

(16) 山口県文書館蔵「徳山毛利家文庫 御書御判物控一」。「書判」の部分はいずれも朱書きである。

なお、前註(13) 所引の秋山論文にも引用されている。

(17) 天正十九年三月十三日の豊臣秀吉領知朱印状では一二万石である(『毛利家文書』九五六、九五七)。

(18) 岸浩編著『資料 毛利氏八箇国御時代分限帳』(マツノ書店、一九八七年)。

(19) 岸田裕之「備後国相方城と毛利氏―「八箇国御時代分限帳」を読む―」(前註(2) 所引の岸田『大名領国の政治と意識』。初出は一九九六年)。

このなかでは、備後国品治郡に位置する相方城がこの時期に毛

利氏直轄城であり、中間衆（鉄炮衆）約一八〇人が在城して防衛に十分な備えをするとともに、領国東部地域への警戒・監視を強め、東方の諸情報を集約するという重要な役割を負わされていたことなどについて述べている。

(20) 天正十四年四月十日の豊臣秀吉朱印状は、一四箇条にも及ぶものであるが、海陸役所の停止、九州への通道の普請などを命じている（『毛利家文書』九四九）。

これをうけて毛利輝元は、六月一日に三箇条からなる「分国掟」を布令し、第一条で「諸閑停止」を命じている（『山口県史』史料編中世³）。「右田毛利家文書」一六五）。

(21) 『萩藩閥閥録』第一巻「卷三〇（楯杜）」。

(22) 同右巻一〇（堅田）—276。
なお、岸田裕之「戦国大名毛利氏の周防国東部支配—段銭催徴のあり方からみた—」（岸田『講演録で読む中国地域の戦国時代史』（清文堂出版、二〇一九年））。

(23) 同右巻一（宍戸）—12。十一月二十三日に穂田元清・安国寺恵瓊は国弘平右衛門尉に宛て、「其方角之儀、上原・下原・片島・河辺、宍戸殿御拝領候間、早々可被引渡候」と命じている。

(24) 『広島県史』古代・中世資料編Ⅳ「長府毛利文書」のうち「元清江之証文」五。天正十九年十二月十四日に毛利輝元は元清に所領を宛行っているが、そのなかに「連島六拾三石余」とみえる。

天正十六年の八月十二日に毛利輝元は小早川隆景に宛て、秀吉から大坂での暇乞の際に直に連島へ出した方広寺大仏殿材木を檢使の寺沢広政が渡海しないうちに尼崎へ着申すべく命じられたと伝え、急ぎその手配をするよう述べている（『新熊本市史』史料編第二巻中世¹）。「乃美文書」五一）。

(25) 元清の家臣として安芸国佐西郡大野村の中丸氏一族がいるが、中丸山城守は織田氏との戦争中に高梁川河口の連島・片島において海上軍勢力や調達した兵糧等の輸送力として機能していた（『山

口県史』史料編中世）。「中丸家文書」一三）。

また、連島には、安芸国厳島社に廻廊各一間を寄進した檀那のなかに天正十五年九月の「石州銀山之住連島大江三宅与左衛門尉」、同じく「連島西浦之内有本孫兵衛尉」らがみられるように、内海商人たちが拠っていた（『広島県史』上代・中世資料編Ⅲ）。「大願寺文書」三一八）。

(26) 『吉川家文書』六九四。

(27) たとえば、備後国衆山内氏（『山内家文書』三〇四）など。

(28) 『吉川家文書』一三三九。

なお、新見荘代官妹尾重康の頃に遡るが、これらの在所のうち徳光分については、「新見殿、徳光殿と御喧嘩」「又多治殿ハ徳光殿と御合力可有二て候」（『岡山県史』家わけ史料）五二七）、あるいは「新見殿・徳光殿取合」（同五三一）と記されており、土着の領主名が確かめられる。徳光氏もまた新見氏同様に滅亡したと考えられる。

(29) 『萩藩閥閥録』第一巻「卷三二（口羽）」—1。

(30) 天正十年の四月二十八日に毛利輝元は口羽元良に宛て「松山・成羽へも切々可被心付候、国吉之儀、少^茂不可有緩候」（『萩藩閥閥録』第一巻「卷三二（口羽）」—8）と命じ、遡って天正七年の九月十一日に小早川隆景は松山城将天野元明らに宛て、隣郷（竹荘表）が敵方となった情勢を踏まえて援軍を送るので、「口中^{口羽表}・成越被仰談、郷庄可被討果御行御調儀肝要候」（同第三巻の巻一二七（熊谷）—29）と述べている。

こうした毛利氏重臣の大給人と土着の国衆の緊密な連携による軍事的行動は、本文中に後述するが、他にもみられる。

(31) 防長両国への移封後の慶長十年のことであるが、熊谷元直・天野元信らは誅伐される。

(32) 『岡山県史』家わけ史料「一一五〇」。

(33) 『新鳥取県史』資料編「古代・中世¹」一一八一（「吉川家中并寺社文書」十）。

- (34) 『岡山県古文書集^{第四輯}』「備中 赤木家文書」六。
- (35) 同右第一輯の「備中 柳井家文書」一。なお、この調査時の所蔵者住所は「上房郡高梁町広瀬」である。
- (36) 『岡山県史^{家わけ史料}』一一三九。
 なお、新見荘代官中の徴証は、たとえば、文正元年（一四六六）十二月十九日の三職連署の割符等送進状の宛書に「新見庄御代官山吹中殿」とある（同二三八）。
- (37) 同右一一三八。
- (38) (39) (40) (41) (42) 同右九〇八、四二二、四二二、九八〇、一一二六。
- (43) 新見貞経は尼子氏に属したが、永祿九年十一月に尼子義久が富田城を開城したあとは、東寺の最勝光院方評定引付に「同拾年、新見藏人為参宮、令上洛」とあり、その動向が知られる（『岡山県史^{家わけ史料}』七七五）。
- また、天正十九年十一月二十八日に毛利輝元は口羽元可に「多治部領之内式百七拾石」を宛行っている（『萩藩閥閥録^{第二卷}』巻八八（口羽）―16）。
- (44) たとえば、前註（3）所引の岸田論文三三四頁の土師氏の事例。毛利氏方に味方した土師弥十郎は、織田氏方へ転じた土師四郎左衛門尉の關所となった跡職内から扶持を約束されている。
- (45) (46) 岡山県立記録資料館蔵「西江氏所蔵阿賀郡中津井村室家資料」。この資料については、光成進治「室家資料と中・近世移行期の中間層」（『岡山県立記録資料館紀要』三、二〇〇八年）に考察がなされている。
- なお、遡る天正八年四月十五日に室六右衛門・室与五郎は個別に伊賀久隆（この時期は織田氏方）から、十四日に下賀茂表において芸州衆と戦った褒美として太刀一腰を贈られている（『室家資料』）。翌九年八月に伊賀氏は毛利氏方へ復帰するが、彼ら室氏一族は伊賀氏と行動を共にしたと考えられる。
- (47) 文明年間の九月十六日に元貞は新見荘代官山田具忠に宛て、「先日者、室四郎左衛門下向之時、御懇之預御状候、畏入候」尚々、先日兩度の御状、到来候、中津井への御状、則付申へく候」と述べている（『岡山県史^{家わけ史料}』一〇六八）。
- (48) 同右五六四。
- (49) (50) (51) 『萩藩閥閥録^{第二卷}』巻三九（桂）―8、11、桂元將語伝る書付。
- (52) 『毛利家文書』二八七。天文九年（一五四〇）のいわゆる郡山合戦では、毛利氏は侵攻した尼子氏方に対して郡山城へ通じる瀬木（美土里町）や院内などの諸所において「通路切斷」を行い、その軍事行動を妨げている。
- (53) 『萩藩閥閥録^{第四卷}』巻一五八（飯田組木原）―12。天正十九年九月二十五日の福頼左衛門尉宛の「矢田村八百石」打渡状。
- (54) 『広島県史^{古代中世資料編IV}』「千手寺文書」一。天正二十年正月二十二日の佐波広忠・元連連署寄進状（千手寺（東城町川東）の連種宛）。
- なお、天野元嘉（隆重五男）は西城に入った。
- (55) 『小早川家文書』五四三。
- (56) 『毛利家文書』三七五。
 なお、前註（9）所引の『毛利輝元卿伝』五七・五八頁。天正二年の閏十一月に輝元・隆景は、猿掛城を攻めんと備中国小田表へ出陣する（『萩藩閥閥録^{第二卷}』巻五三（檜崎）―14）。
- (57) 『萩藩閥閥録^{第三卷}』巻四一（馬屋原山三郎）―6。
- (58) 同右（馬屋原弥四郎）―系譜書。
- (59) たとえば、毛利氏の防長兩國への侵攻にあたっては、周防国衆楳杜氏が「案内者」として活動している。弘治三年（一五五七）の三月十八日に毛利元就は赤川就秀に宛て、「山代之者共、龍文寺を仕取、彼口若山をせりつめ候する武略共あるへく候哉、山代衆にも可被相尋候く、楳杜^{楳杜}けにハ案内者たるへく候条、楳杜

にも可有談合候く」と指示している（『萩藩閥閥録^{第一卷}』巻三二（赤川）一頁）。

(60) 『岡山県古文書集^{第三輯}』『備中平川家文書』八、五。

八の由緒書によれば、笹尾村（豊松村笹尾）は尼子氏攻めの褒美として毛利氏から与えられたと記し、五の天文十年（一五四一）二月二十四日に実信が内藤新右衛門尉に宛てた感状には付箋があり、「内藤宗治、後新右衛門尉高益卜改、備後豊松住、平川内蔵介親豊智也」とみえる。

(61) 同右六。

(62) (63) (64) 同右第四輯の『備中川合家文書』四、二、三。

なお、岸田裕之「解説」（岸田編『中国大名の研究』（吉川弘文館、一九八四年）四七三・四七四頁）。

(65) 時期的なことを述べると、毛利氏は永禄二年二月に備中国へ侵攻し、ほぼ平定したが、緊迫した状況はなお続いていたと思われる。元就が隆元に宛てた返書には、備中国で大敗すれば備後国に影響するから「備中備前之操肝心に存候」とし、昨日到来した三村家親書状は重要な内容であるから談合したいこと、赤川元保・口羽通良ほか奉行衆ら、さらに吉川元春・小早川隆景も急ぎ呼び集めるよう指示している（『毛利家文書』四二九）。

なお、前註（9）所引の『毛利輝元卿伝』三三九〜三四一頁。

(66) こうした東西往還は、これらのほかにも、たとえば備後国東城と備中国井倉（新見のやや南）を結ぶ街道などもある。

(67) 史料上の制約はあるが、宇喜多氏がどのような意識をもって領界沿いの給人配置を行っていたかについても、重要な検討課題といえる。

(68) 慶長二年（一五九七）正月二十四日に宍戸元次は鋳物師屋三郎右衛門に宛て、「於千屋村拾石之地」を給与している（『新見市史^{史料編}』（一九九〇年）九八頁「哲西町八鳥 三輪武晴所蔵文書」三）。これに拠って、伯耆国境の千屋村が宍戸氏領であったこと

が判明する。

なお、この鋳物師屋は、慶長二年分の請取状によると、田島の年貢（銀）のほか鑪役、鉄穴役、塩硝煮による塩硝なども公納している（同二）。

塩硝は、毛利氏の場合、輸入品を入手するほか、元就代には塩硝煮の技術者が到来すると、古い領主家の「古馬屋之土」を集め、それを原料にして製造していた（岸田裕之『毛利元就』（ミネルヴァ書房、二〇一四年）二三一〜二三三頁）。また、一般的には、山間地域においては桑の木を栽培し、養蚕を行う過程で生じた蚕のフンや野草等の混合物を原料として煮詰めて精製する方法などもあった。

(69) 『毛利家文書』九一四。この秀吉朱印状（正文）は毛利輝元に下されたあと、個々の宛先には「輝元ノ右筆ノ書シタルモノ」が与えられた（『平賀家文書』一一〇）。

なお、朝鮮へ侵攻するにあたって毛利輝元は、醍醐寺理性院僧正堯助に太元帥法を依頼し、堯助は天正二十年正月吉日にその「守之本尊」として「太元八臂尊像」を自ら描き、開眼供養をしている（この太元帥明王画像は山口県防府市満願寺蔵（岸田「ことばと歴史観」、前註（2）所引の岸田『大名領国の政治と意識』））。

また、毛利輝元は佐世元嘉を留守居に任じ、天正二十年正月十一日に二五箇条にわたって細々と指示しているが、そのなかで備中国内で留意すべき在所として、鬼身・松山・猿懸・星田・竹荘・大佐・千屋・新見をあげている（『広島県史^{古代中世資料編IV}』「武田金三氏所蔵文書」一）。

(70) 『毛利家文書』三七七。

(71) 同右三七九は八月二十五日に安国寺恵瓊が差出した頸注文であるが、なかに「頸一^{安国寺有力竹井宗兵衛内}平八」とある。竹井惣兵衛は上房郡に一八〇石余の給分を与えられている。

なお、この頸注文には他にも平川新蔵・成羽孫兵衛ら備中国土
着と思われる領主らが見うけられる。

(72) 同右一二八四。

(73) 『秋藩閥閥録^{第一卷}』巻二五(清水)

(74) 『毛利家文書』一一九二。

なお、村上景広は分限帳では長門国大津郡に一〇〇石を給与さ
れている。また、慶長五年の九月十二日に村上景広が差出した尾
張国野間内海合戦頸注文によれば、景広はこの警固船団の将であ
り、その家中も大きな戦果をあげたことが知られる(同三八二)。

(75) 同右二〇五。

(76) 同右二〇二。

(77) こうした事例については、光成準治『小早川隆景・秀秋』(ミ
ネルヴァ書房、二〇一九年)二七一〜二八一頁に詳しい。

(78) 前註(60)所引の『備中平川家文書』八。

(79) 『秋藩閥閥録^{第二卷}』巻六九(平川)―系譜書には、「平川孫兵衛
^{新蔵}」は元和九年(一六二二)八月二日に死没したとあり、また
孫兵衛が「駿河相詰、其砌方々御陣中辛勞仕候」関係の輝元・秀
就・秀元の「御書御判物」などは「水所二居住仕、水損」したとす
る。

しかしながら、元文四年(一七三九)八月に藩府へ録上した「譜
録 平川孫兵衛成道」(山口県文書館蔵)には、略系・伝書とと
もに合せて一九通の「平川孫兵衛」に宛てた輝元・秀就の書状な
どがみられる。ここでは、そのうち「毛利三代実録考証」(山口
県史^{史料編近世上下})に引用されている大坂冬の陣に関する書状をい
くつか紹介し、その人物像に迫ってみたい。

具体的には、慶長十九年の十月七日の秀就書状、十月二十四
日・十一月十五日・十一月十七日・十一月二十日の四通の宗瑞
(輝元)書状である。これらは、冬の陣の直前に毛利氏が何を注
視していたかを示すものである。

平川孫兵衛は、「三代実録考証」の慶長十六年十二月二十八日
条の在江戸の秀就が家督相続後に初入国した次第のなかに供衆の
一人として確かめられるように、秀就に近仕していた(慶長十年
の家臣連署起請文には見あたらない)。

全体の動きは前註(9)所引の『毛利輝元卿伝』六七一〜六九
二頁に詳しいが、右にあげた各書状から孫兵衛に限ってたどれ
ば、おおよそ次のようである。

十月七日に江戸にあつた秀就は平川孫兵衛を駿府へ派遣して徳
川家康の出馬を見極めようとし、心付として五両を与えた。家康
は十月十一日に駿府を出発し、同二十三日に二条城に入るが、孫
兵衛からその注進をうけた輝元は、同二十四日に本多正純の奉書
に請状を送ること、孫兵衛も上洛したらさらに知人方に聞合せて
様子を迫々注進すべきこと、また宍戸元次・神村元種を派遣した
ので諸事相談を行うよう命じている。

かねて大坂への出陣を要請されていた輝元は、十一月十五日に
途上の下津井で孫兵衛の注進状を読み、本多正信に請状を届ける
べく指示し、つづいて十七日未明には兵庫に着津し、その旨を本
多正信・正純父子に報告するとともに、孫兵衛にも心得るよう申
し遣わした。

また、大坂へ入城した後藤又兵衛の子息・左門は当時山口に
あつたが、徳川氏からその引渡しを迫られた輝元は、十一月二十
日に孫兵衛に請状を持参するよう指示している(左門は自刃する)。
こうした活動からは、平川孫兵衛が緊迫した局面のなかで秀就
や輝元の指示に基づいて徳川家康の動静を見極め、また広く情報
を集約して注進するとともに、徳川氏への使者をも勤めるという
重要な役割を果たしていたことが確かめられる。

これらのほかにも、「譜録」には大坂夏の陣における孫兵衛の
活動を示す四月二十一日付の宗瑞書状もみられる。

このように備中国河上郡平川を名字の地とする平川氏を出自に

もつ孫兵衛は、関ヶ原の戦い後には萩へ移り、証人として江戸にあった秀就に近仕した。秀就が家督を相続後、豊臣氏と徳川氏の関係が緊迫してくると、徳川家康の駿府に詰め（駿河役（『譜録』の伝書）、家康側近の本多正信・正純父子らとの交渉ごと）に関与し、ついで家康が上洛したのにもなつて上方へ赴き、方々の陣中から情報を聞かせて輝元に注進したり、徳川氏との連絡役を担った。

譜代ではないが、孫兵衛は、実務能力をそなえ、目配りがきき、外交能力に長じた余人をもつて代えがたい人物であつたと思われる。それゆえ秀就や輝元から篤い信頼をえて活動していた。なお、同じく神石郡に給分を与えられていた「平川清兵衛」は、「譜録」の伝書によれば、孫兵衛の弟にあたる。

(80) 赤木家も平川家の場合とほぼ同様であると思われる。卯歳（天明三年（一七八三）カ）七月の「赤木家先祖寛書」には「毛利家長州萩之津^江御発足之節々一門散りく、二罷成、在郷引籠候も有之、或は御家人二相成候^茂御座候而、萩之御城主松平大膳太夫様^江分家仕、引越候ものも御座候」と記されている（前註（34）所引の「備中^中赤木家文書」一一）。

(81) 本文中に浅口元董の母は毛利元清の娘、室は毛利元政の娘であつたことは述べた（「長府細川系図」）が、この元董は「細川宮内少輔元董」と署判し、梶杜下総守元縁、そしてその跡目を元和四年（一六一八）に相続した元周らとともに、長府藩初期藩政を仕置きしている（『下関市史^{藩制、市制施行}』（二〇〇九年）のたとえば一一六〜一二〇頁）。また、同資料編Ⅲ（一九九四年）の長府事取集二には、元董・元周らの連署書状が多くみられる。

(82) 『毛利家文書』一二二五五。『萩藩閥閥録^{第一}』巻三〇（梶杜）一系譜書。

(83) 英賀郡の伊達三左衛門・皆部山次郎、哲田郡の石賀孫兵衛のその後についてはよくわからない。

なお、六月一日の毛利輝元書状によれば、石賀孫兵衛は一郎（嫡子と思われる）を朝鮮で戦死させており、跡目が幼少のためその成人まで「名代役」を勤めるよう命じられている（前註（68）所引の「新見市史^{史料編}」九八頁の「哲多町大字萩尾 三村義久所蔵文書」一）。この書状については、久野修義「岡山県北地域の毛利関係文書について―哲多町史編纂と三村喜久家文書―」（『研究者の役割と地域社会』（岡山大学文学部、二〇〇四年）八六頁に図版がある）。

この原文書にある「文禄三」という付年号は、既に本文中にあげた慶長三年の正月二十五日の秀吉朱印状に蔚山で戦つて褒賞された備中国衆の一人として「石蟹市郎」が記されていること、八月の秀吉の死没による将兵の帰国と合せ考えると、誤記であり、慶長三年のことであつたと判断するのが正しい。

(84) 『毛利家文書』一一五七。

(85) 備前国福渡・美作国弓削地域を本拠とし、宇喜多氏に従つた沼元新右衛門尉家久は、関ヶ原の戦い後に大坂で毛利輝元から誘われるが、子息忠右衛門を出させたこと、新右衛門尉の死没後に室おつま（明石飛騨守の娘）も萩へ下向し、輝元の息女が岩国の吉川広正に嫁した時に付き越し、広嘉の誕生後は老女として仕えたこと、忠右衛門ものち吉川広嘉の小姓として近仕し、香川景兼の妹と婚姻し、戸谷香川家の養嗣子となつて寛永九年（一六三三）に相続したこと、こうした経緯があつて沼元家伝来の備前・美作両国関係の戦国時代史料が遺存したことなどについては述べたことがある（岸田裕之「備作地域の戦国時代と中世河川水運の視座」〈岸田『大名領国の経済構造』、岩波書店、二〇〇一年〉。初出は一九九二年）。

(86) 『池田家履歴略記』卷之五の寛永九年記。

なお、「池田光政展」（鳥取県立博物館、二〇一七年）図録の「資料解説」では、寛永九年に江戸詰の土佐藩士柴田寛右衛門が国元

の岩崎又右衛門に送った書状三通(92・93・94)に拠って、この動きをたどっている。このうち五月一日の書状(92)から、この国替えは、岡山藩家老衆が、光仲が幼少であること、備前国は自余の国とは違うという理由でもって、幕府に言上したのがその発端であったとしている。

また関係して述べると、池田光政は、姫路藩主であった父利隆が死没したあと、元和三年(一六一七)に將軍秀忠から「新太郎今年わつか九歳なり、播磨は中国の要地なれば領主幼少にては叶へからず、依て因幡・伯耆両国に転せられと也」として、鳥取藩主へ移された経緯がある(『池田家履歴略記』巻之五の元和三年記)。

(87) 『寛政重修諸家譜』卷三二八。

(88) 本文中に述べたように、山陽道筋でいえば、播磨国から西へ備後国までの四カ国は、江戸幕府がその草創期に毛利氏を強く意識して藩配置に苦慮した国々であった。

こうした地域的な特性は、前代の南北朝・室町時代に幕府・細川氏方が大内氏らの勢力を意識して守護を配置し、中国地域の東部と西部、その境目地域において著しく不均質な支配を展開せざるをえなかったあり方を継承している。

境目地域はその時々々の政治軍事情勢を反映して東へ西へと移動するが、打ち続く緊張と戦乱によって当該国内の国衙領や荘園(たとえば東寺領播磨国矢野荘、同備中国新見荘、高野山領備後国大田荘など)の領主権は大きく侵害され、また郷村の負担は増大した。

そうした室町幕府下の諸様相については、別稿において詳細に述べている(岸田裕之「室町幕府・守護と荘園」(前註(2)所引の岸田『大名領国の政治と意識』。初出は一九九九年)。

中世後期の山陽道筋に顕現した政治的な地域偏差は、江戸幕府下においても構図的に似通ったものとして受け継がれており、地

域史研究にあたっては十分に留意する必要がある。

現在の過度に進んだ中央集権のもとでは支配の均質性をあたり前のこととして受け止める傾向がみられるが、それを遡って在地領主制下の地域主権の戦国時代やその移行期の歴史の観方として適用することには慎重でなければならず、細心の注意が求められる。

あとがき

遡る話になるが、一九六五、六年、大学院生の頃に新成羽川ダム建設にともなう歴史民俗調査で何度か神石郡豊松村へ入った。本稿に述べたように、国境の向こうは備中国平川村で吉備高原にある両村の結びつきは中世から濃かった。成羽川は備後国に入ると東城川・帝釈川などに分れ源流へと上るが、このダム堰堤予定地のすぐ下方には、古くからの舟運を示す「笠神船路造通事 徳治二年(一一三〇七)で始まる難所開鑿の銘文を刻んだ文字岩(国史跡)があった。そして江戸時代とともに幕府領の時代が長かった。いまは合併で広域化したそれぞれ自治体の中心部からいえば、外縁部に位置する。

調査先の宿の夕食で「刺身」が用意されたが、それが地元産のこんにやくであることに驚き、ユズ味噌で舌鼓を打ったことが思い起こされる。

荒神信仰が篤い土地柄で荒神神楽(備中系)にその伝統を感じたが、ダム建設によって村の生活はどうなるか、語る宿や村の人々の話からは不安がうかがわれた。

この時期に全国的にみられたことであるが、各地で企業誘致が競われ、そのために工業用水の確保を必要としていた。このダムの目的は、発電と本流の高梁川河口の水島臨海工業地帯の用水であった。

本施設の前身にあたる「内海文化研究室」が文学部内の関係する専攻をこえ、その協力のもとに設置されたのは一九七二年度のことであった。その年には愛媛県の大三島で総合調査を実施し、翌年三月に

は『内海文化研究紀要』第一号を刊行している。

一九六〇年頃から進められた日本の重工業化社会への転換のなかで、農山漁村の人々は都市・工業労働力へと転化し、生業はもろろんのこと生活環境・自然景観等は痛烈な打撃をこうむった。急ぎ民俗資料の収集は行われたが、歴史・文化関係の史資料の散逸が進み、その保存・管理にも支障が生じるなど、社会の有り様は急速に変貌した。広島県史編さん事業が発足したのも一九六八年度のことであった。そしてまた史料の悉皆調査で何度か豊松村へ入った。

内海文化研究室の設置は、そうした葛藤が凝集された地域社会の現況を直視したものであり、いわば住民の生活に根差す学問分野としては根源的な問いへの対応であった。

しかし、その基因が国策であったがために、内海島嶼・沿岸漁村に限らず、中山間地域もほぼ同様の状況に置かれた。

以来、半世紀が過ぎた。

水島の企業誘致は、当時の岡山県知事三木行治（一九〇三〜六四）が公衆衛生・福祉などの社会保障行政と合せて積極的に取り組んだ。その思いは、農業県から工業県へと経済基盤の強化をはかり、県民所得の増加と相俟ってより豊かな生活環境の実現をめざすところにあった。

その後、工業化を急ぐあまり、各地で公害が発生した。被害者（団体）の訴えが起され、それへの当該企業や国・自治体の対応がなされ、長い時を経て社会生活の安定確保策が整備されてきた。

地域住民は、確かにその伝統的生活文化様式のために科学技術の進歩が造り出した機器類をうまく取り入れながら、いわば便利に暮らすようになった。こうした新旧を調整する判断の局面では、歴史的に鍛えられた人間の知恵と工夫が役立つ。

しかしながら、いま行き過ぎた集権化は物事の画一化をもたらし地域社会の自己決定権を規制し、経済的な変動が何度か起こったが、経済優先政策にもかかわらず重工業力にしても国際競争のなかで勢いを

失い、いわゆる地球温暖化問題への対応も遅れ、財政構造は大きく国債依存という事態に陥り、社会の硬直化が目立つようになった。過疎、離村、「限界集落」なる言葉も生まれ、耕作放棄地は増え、近年は災害、それも複合化による危機に見舞われ、中間層の減少による上下、地域間等々の多面にわたる格差も加わった。その深刻さ、たとえば高齢化は都市部にも共通する。社会構造に起因する矛盾は、どこにでも現れる。しかし、近年その一方で自然にめぐまれた生活環境が見直されて帰住者・移住者もあり、歴史・文化・自然景観・特産品等の諸資源・諸資産を活かした地域振興の気運が高まり、主な年中行事の復活、伝統的な生活文化体験等々の企画、それによる交流が一体となって実施され、それを的確にマネジメントする人材も多く活躍している。

時代は、たえず前代の社会構造の何を継承し、何を断ち切り、創造するか、大きな犠牲をとめないながらも、次代を切り開いてきた。もちろん次代のより良い生活に向けて用意すべき資源・資産をいまの繁栄のために先取りして喰い潰すようなことは避けなければならない。しかし、歴史的にみると、国家や政権が膨大な債務によって破綻・崩壊した事例は多い。国の仕組みや行方は、国民がひとしく負う根本であり、日常生活のなかで意識して見つめたい。

大学では、専門分野をもとに科学的な解析力や論理性、そして豊かな感性をもった多様な創造力が期待される。そのためには、具体的な学びとの関係性において根源的なところから学問は人間や社会にとつて何か、たとえば人間生活と自然の係りとか、人間の尊厳の有り様とか、社会の病弊とかをもたえず問い直す語り合いが大切ではなからうか。

急激に移り変ったこの半世紀の風景は、より複雑化する社会のもとで簡単には語り尽くせないさまざまな人間の営為のぶつかり合いの歴史であるが、実はそれから学べることもまた果てしない。

The Summary of “the Bitchu Provinces and the Mohri Clan”

Hiroshi KISHIDA

The author analyzed the contents of a notebook recording the Mohri vassals estates. In 1582 Mohri Terumoto held peace negotiations with Hashiba Hideyoshi and finished surveying the whole of his territory in 1590. Then he gave each vassal of his a new habitation and income. Immediately they moved from their main domain to the newly obtained 9 provinces in Bitchu 備中 State (Tsuu 都宇 and Kuboya 窪屋 provinces were excluded at that time).

In this book the author examined the place and income each of the Mohri vassals was given in 9 provinces, and clarified 5 points of view including the reasons how the Mohri family could have survived afterwards.

1. Terumoto posted his loyal officials at the key points of the three main routes eastward from Bingo 備後 to Bitchu as well as at the mouth of the Takahashi River so as to have those sites at his command. The three routes were the Sanyo-do in the south, the road from Toyomatsu 豊松 to Takahashi 高梁 by way of Nariwa 成羽 in the center, and the road from Tojo 東城 to Niimi 新見 in the north.
2. Those transferred officials left the management of their lands to the charge of the indigenous leaders respectively.
3. As to the Bitchu Kunishu 国衆, especially those who had taken the Mohri's side during the turbulent war times, were allowed to keep their possessions.
4. After Sekigahara battle in 1600, the Mohri's realm was restricted in the small western part of the main island (Suo 周防 and Nagato 長門) by the Tokugawa. However the Bitchu Kunishu seem to have decided their own futures by themselves. Some of them followed the Mohri clan, some returned to their ancestral lands to be farmers, and some chose another Daimyo as their master.
5. Under the Hideyoshi administration, the Mohri had already lost the rights deciding military and diplomatic affairs. Then soon after the Sekigahara battle, Terumoto made it clear that his family absolutely would obey the Tokugawa.

The Bitchu region has been studied mostly in the relation with its war time records written in the Edo Era. But by all these facts above mentioned, the author writes synthetically on the historical and regional characteristics of the social structures and their changing aspects there, and believes that the facts will also be able to revise the history of Okayama which has too much focused on the paternity of Ukita Naoie 宇喜多直家 and Hideie 秀家, and been informed in public to that direction.